

平成21年（2009年）紀北町9月定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成21年9月8日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成21年9月18日（金）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
監 査 委 員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

16番 東 澄代

17番 松永征也

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

---

**川端龍雄議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は22名でありまして、定足数に達しております。

---

**川端龍雄議長**

これから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布いたしました議事日程表のとおりであります。

なお、休会中に平野隆久君ほか2名の賛成者とともに、議員定数条例議案の提出がありました。本日の日程にあげさせていただいたことを、ご報告申し上げます。

それでは、議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

平成21年9月紀北町議会定例会議事日程（第4号）

平成21年9月18日（金曜日）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員長報告
- 第3 議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第41号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第42号 訴えの提起について（所有権移転登記手続請求訴訟）
- 第6 議案第43号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第44号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第45号 平成21年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第46号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 請願第1号 「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計

画の策定、教育予算拡充」を求める請願書

第11 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願書

第12 請願第3号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書

第13 発議第5号 紀北町議会議員定数条例

以上でございます。

川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

---

## 日程第1

川端龍雄議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

16番 東 澄代君

17番 松永征也君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第2

川端龍雄議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についてのご報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 北村博司君。

## 総務財政常任委員長 北村博司議員

おはようございます。

議長のご指名がありましたので、それでは9日並びに後ほどご報告申し上げますが、11日に再度、常任委員会、2日にわたって開催いたしておりますので、その審議の経過についてご報告を申し上げます。

まず、本会議から付託されました案件は、議案第43号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第2号)1件であります。

所管の各課、議会事務局、企画課、税務課、危機管理課、最後に総務課、財政課の順で審査を行いましたので、その順序に従ってご報告申し上げます。

まず最初に、「議会事務局」所管分を議題といたしました。

出席は委員長北村、以下8人でございます。議会事務局長中野直文局長が出席いたしております。

一般会計補正予算の歳出、15ページでありますけれども、政務調査費の減額についてお尋ねがございました。その趣旨は1円から領収書を必要ということだが、全員守っているのか、再提出になった人はいなかったかというお尋ねでございました。

中野事務局長からは1円からの請求書全員が付いております。確認をいたしておりますと、このとき21人というお言葉が、答弁ございましたものですから、確認がございまして、全議員22人のうち1人政務調査費を請求していないと、よって21人ということになります。

次いで、「企画課」所管分であります。

補正予算16ページ、企画費についてであります。中場課長、宮原俊也課長補佐が出席いたしております。

この16ページの高度情報化推進事業費の増という、20万円の増額でありますけれども、この内容であります。これは本庁と紀伊長島総合支所の間の情報通信をするための機器でありまして、メディアコンバータと申します。これを2台購入するための経費であります。現在ある1台は不具合が発生したため、新たに使用料賃借料から流用して購入し、交換いたしております。それでもう1台は緊急時の予備として購入したものでございます。これに6月15日でありますけれども、通信障害が発生した原因についてのお尋ねがございました。

これに対して中場課長から、メディアコンバータというのは交換頻度が低い、つまりあまり壊れないというのでしょうか、壊れたものは耐用年数も経過していることもあり、経年劣化による内部的な障害という理由ですが、交換頻度が低いため発注してから調達に数日かかる。こ

の間、本庁と紀伊長島総合支所の間の情報交換が途絶えてしまいますので、今後は予備機を今回あわせて入れるということでございます。

次いで、「税務課」所管分につきまして、平谷課長以下出席いたしております。

16ページの町税の歳出、還付金の補正、法人町税の予定納税になったもののうち3社分の還付金額が多かったため、ほかの通常の歳出還付見込みとあわせて267万5,000円の増額を計上したという説明でございました。

これについての質疑はございませんでした。

次に、「危機管理課」所管分に移りまして、中原幹夫課長以下6人が出席いたしております。

この所管分について、補正1,708万6,000円の高規格救急車の機能の内容についての説明を求める発言、さらに現在の矢口消防団詰所の解体に関連して、移転先の元農協で、現在、矢口浦区が所有しております消防団詰所について正式なものか、それとも仮移転かということ。

さらに新たに建て替えるなど別の場所へ移転する計画はないかというお尋ねでございました。この理由としては移転先の元農協の倉庫は詰所として未整備であり、消防団員が災害時に1日ないしは2、3日の間待機した場合の不便さ、トイレの所在もわかりにくい状態、すき間風も入ってくるのではないかと、可能であるならば適地に新しく建てたほうが良いと思うが、そんな計画はないかというお尋ねでございました。

これに対して中原課長から、高規格救急車の内容でございますけれども、後ほどパンフレットをコピーして配付するというので、閉会后と申しますか、委員会終了後にパンフレットのコピーが配付されております。

それから矢口浦の消防団詰所の件でありますけれども、元農協の倉庫は矢口浦区と使用貸借契約を結び移転する予定であると、現在のところ新しく詰所を建てる計画はないということでございます。

さらに矢口浦の高い位置にバイパスができる予定であり、それにあわせて移転してほしいという要望が地元の区からまいておるようで、ただ、バイパスの完成の目途が立っていないので、その場所への移転計画は今のところ考えていないと、しかし、将来バイパスが完成して用地が確保できたら、計画の作成を考えているということでございます。

次いで、25ページの常備消防費としての三重紀北消防団組合負担金についてのお尋ねがございました。新型インフルエンザ対策本部の本部員に、消防本部の消防課長が入っているけれども、これについての関連してお尋ねでございました。本議会での行政報告で町長から対策本部を立ち上げたと報告があったと、ところが8月26日に開かれた総務財政常任委員会では、推

進会議の話のみで対策本部の話はなく、同月31日の全協においても対策本部の話はなかった。今回、本会議において対策本部を立ち上げたという話を聞いたが、この数日間に変更したということを説明してほしい。

これに対して中原課長から、全協にて対策本部の設置要綱を説明した際は、インフルエンザが蔓延する恐れがある場合、あるいはインフルエンザが蔓延した場合に、対策本部を設置すると説明した。ところが9月1日に新学期が始まりますので、町内、県内含めて学級閉鎖や休校の恐れがあった。そのときには対策本部を立ち上げる必要があると考えていました。新学期に入り、町内に学級閉鎖等がなかったが、9月4日の推進会議の中で、理事者と協議し、秋、冬に向けインフルエンザが蔓延する恐れがあると判断して、対策本部を立ち上げることになったという説明でございました。

これに対して委員のほうからは、町長が行政報告する前に、委員長、総務財政委員長ですが、委員長には報告あったと思いますが、やはり委員にも報告していただきたいという要請がありました。これについては委員長であります私には説明というか、事前に知らせはございませんでした。否定させていただいております。

それから対策本部のメンバー表を出してほしいということと、4日に対策本部を立ち上げた際のメンバー表を出してもらいたいと、実際に出席した人はどなたかというお尋ねがございました。

中原課長の報告では、町長、副町長、収入役、危機管理課長、福祉保健課長、学校教育課長、総務課長、あと職員として福祉保健課の課長補佐、危機管理課の課長補佐が出席したようで、三役と課長で合計7人だということです。

これに対して、A体制なら消防課長が、これ消防組合の消防課長ですが、消防課長がメンバーに入っているのに、メンバー表に入っていないなど、それは対策本部を立ち上げたわけではないのですかと、メンバーが集まらなかったのか、その点。要するに呼んだのか、呼ばないのかということです。

これに対して、中原課長からは、対策本部の設置は9月8日の推進会議から持ち上がり、理事者が決定し立ち上げたと、今後、さまざま情勢等皆様にお知らせする際には、消防課長なども呼んで全体の会議を開きたいと思うと。

これで確認がございまして委員のほうから、対策本部は設置したが、会議は開催してないということなのかという、確認がございました。そのとおりだというお答えでございました。

ほぼ同じ議論の繰り返しがあったんですけども、中原課長からはメンバー表にある委員の

皆さんには全員連絡したと、出席要請はしていないということでした。対策本部を立ち上げたからという連絡はしたということでございます。出席要請ではなかったということでございます。

これに対して別の委員から、新型インフルエンザ対策の対応は遅いので、異例の総務財政常任委員会が開かれた経緯があると、議会のほうからインフルエンザ対策を早急に講じるよう要請しておるにもかかわらず、対策本部設置の報告が何もなかったと、委員長にも連絡がなく、議会にも連絡がない点について、議会を全く考えていなかったというのが大きな問題になると、意識、認識の問題かわからないけれども、町長が言う議会との融和を図れないと思うが、その点についてどう思うかというお尋ねがございました。

これに対して、中原課長は申し訳ないと、今後は議会にも早急に連絡すると、あくまでも私の連絡ミスであるというふうにお答えになっておられます。

議長は、災害対策本部のほうにはメンバーに入っているのかという確認がありまして、入っていないということございました。今後、この新型インフルエンザ対策の体制の中に、議会議長の位置づけを検討してもらいたいというご意見がございました。

次いで、別な委員から高規格救急車の中身についてのお尋ねがございました。紀伊長島消防署では2台目になったと思うけれども、今まであった救急車が壊れての購入なのかと、当初予算ではなく、今回補正予算に計上した理由のお尋ねがございました。それと災害対策事業費の職員手当の説明にあった北朝鮮のミサイル警戒の時間外手当について、どういう体制をとったのか、説明を求めたいということございました。

これに対して課長のほうからは、海山消防署に高規格救急車が2台、紀伊長島消防署に2台ありますけれども、1台が2Bという形式の古い車が配備されていたと、新規救急車の要望は本来当初予算に計上すべきものであったけれども、国の緊急消防援助隊設備整備費補助金というのがございまして、その補助金が受けられれば補正予算で対応するというので、財政課と確認していた。この補助金の枠が県下でも2台程度と、2台程度の市町しか補助を受けられないと聞いていたけれども8月4日に急きょ、内示がございまして、今回の補正予算に計上したと。負担金1,708万6,000円のうち、1,600万1,000円は過疎債、一般財源は108万6,000円、その負担金を紀北消防組合へ支払う。紀北消防組合がこの事業の補助金として1,144万円もらえるということで、高規格救急車を購入する予定となったと、消防組合としては1,708万6,000円の負担であるということです。

時間外手当の件につきましては、通常の時間外勤務手当は総務課所管で職員の年間給与の4



%を予算措置、選挙用務と災害用務については、その都度特別に支払うということを総務課と申し合わせしていると、今回災害用務で3回の出勤があり、予算計上としては4月3日の土曜日と、4月4日の日曜日に北朝鮮ミサイル警戒のため出勤した時間外手当であるという説明でございました。

この高規格救急車の金額について、予算上は1,708万6,000円だけれども、資機材合わせると1台当たり2,800万円となるのかという確認がございました。

それから災害時に不便を感じたという具体的なお尋ねがございまして、道路が通行止めとなった場合、その通行止め解除、規制解除の問い合わせが日曜日ですと、本庁の代表電話にかけてもなかなか危機管理課へつながらない。電話番号も含めて災害時には危機管理課という考え方が浸透していないと思われるので、もっと町民に周知してほしいと要望がございました。

次いで、「財政課及び総務課」の所管分、「財政課」所管ですけれども、庁舎の本庁移転関係の予算でございますので、そちらを所管する総務課の課長以下も出席いたしております。全員で7人が出席いたしております。

最初に、私のほうから平成21年度末における基金の状況データ一覧表を提出するようにというふうに申し付けました。これは庁舎関係の基金の積み立てですので、現在、基金全体がどういう状況になっているのかという、資料として提出をしていただきました。

これらをもとに審査に入り、委員のほうから庁舎等改築及び改修基金積立金2,000万円について、現在、本町には損害賠償問題や赤羽寮、老人ホームの問題が山積している。それに昨年度調査の耐震補強も行っており、現在、業務を行うにあたり支障がないと聞いている。今回の改築に対して全員協議会を何度か開いた中で、議員が言った意見が全く聞き入れられてないように思うが、この予算計上にあたって執行部との打ち合わせはしているかというお尋ねがございました。

総務課長からは、これまで全協を4回開かせてもらっていた。その中で理事者ともどもご意見、議会側から出た意見等も検討しながら事業を進めているということでございます。理事者等の協議回数はわからないが、相当数行っているという説明でございました。

さらに委員のほうからは、紀北中学校の移転についても長島高校の跡に庁舎と紀北中学校が入ると聞いているけれども、一旦長島高校を取り壊して、長島高校の現在の長島校ですね、長島校を取り壊して更地にしてから、将来的な計画を検討しなかったのかと、さらにその取り壊した際の費用の試算はしていないのかということでございます。これ長島校です。紀北中ではありません。

これに対して総務課長からは、現在の長島校の跡地につきましては、当初の議論の中に取り壊しという意見もあったけれども、非常に建物としてはしっかりしているので、取り壊しというよりもそれを活用してという議論を進めてきたと。取り壊し費用につきましては用地取得費の中に取り壊し費用も加味するような価格設定もあって、概算でわかっているけれども、費用は複雑で実際やるようになると、業者にとって金額はさまざまであり、仮定の話ですので、この場での公表は差し控えるという、総務課長のお答えでございました。

委員のほうからは、鉄筋コンクリートの場合、耐用年数は47年ぐらいという答弁をしていたけれども、現在の長島校は35年ほど経過しており、そうすると耐震補強をして改修しても、あと15年から20年ぐらいのものだと思う。相賀小学校が移転する際にもいろんな問題があったのですが、そのことも踏まえて紀北中を新しく建て替えるべきだと思っているという、ご意見がございましたけれども、これは総務財政常任委員会の所管外、紀北中の移転については総務財政の所管外ですので、それ以上の議論は出ておりません。

委員のほうからは、紀北中学校を長島高校の跡に建てて、紀伊長島消防署を長島高校の跡に持ってきて、庁舎についてはですね、今の庁舎、これ確認いたしましたけれども、紀伊長島総合支所という意味のようです。総合支所のあるところの体育館を取り潰すなどして持ってくる。すると将来的にわたって庁舎については、海山からも利便性が良い位置ということになってくるということでございます。

体育館という表現でしたもので、確認させていただきした。これいわゆる長島高校の体育館と2つありますんで、確認いたしましたところが、紀伊長島体育館ですね、総合支所の前の。そういうことで確認をさせていただいております。1つの方策としてそんなことも考えられるのか、総務課長の立場ではなかなか答えにくいと思うのだけれども、どうだというお尋ねでございました。

総務課長のほうからは、今まで全員協議会4回開いてきたけれども、今後、全員協議会を開きながら、議員の皆様は庁舎の配置や庁舎の内部などといったご意見をお伺いしながら、全協を進めてまいりたいと、まだそこまで深く全協では入っておりませんので、この場で自分の意見というのは差し控えるということでございます。

委員は、さらに管内施設で長島高校を見たのだけれども、前のほう、つまり国道側ですが、前のほうは紀北中が入って、紀伊長島駅側のほうへ庁舎が、そのときに塀をつくると言ったけれども、高さはどのぐらいかという確認がございました。

これに対して総務課長からは、学校側と庁舎側の区切りをつけて塀を付ける。自由に出入り

できるということは管理上の問題も出てきますと、そういうことで高さ等についてはまだ決まっていないという答えでございました。

委員からは、人が出入りできないぐらいの塀になるのか、それとももっと高くして生徒が勉強したり、職員が仕事をしているところを見えなくするようにするのか、そういうものを想定した場合はふさわしくないように思うがという、ご意見でございました。

これに対して総務課長からは、これからの議論でご意見を伺いながら進めていきたいと思っています。基本的に塀ということになると、あまり低いものでは庁舎の業務、あるいは子どもたちにとっても学校活動の中で支障をきたしてはならないと思うので、ある程度かなり高いものになると考えているという答弁でありました。それとあわせて、庁舎のほうは現在の配置図では東長島公民館に向かっての玄関になると、校舎に向かい合ってる側は裏側になると、そういうところ、今後いろんな配置等については工夫していかなければならないという答えでございました。

これに対して委員のほうからは、プールを校舎の横に新しくつくった場合、庁舎の職員、一般市民からもよく見えるといった状況もありますね。こういうことも踏まえて庁舎の位置は長島高校跡地というだけでなく、もっと紀北町、特に長島区の将来的なことも考えて話を進めていただきたいと思うし、執行部側も考えていただきたいと、最後をお願いしますというご発言でございました。

これに対して総務課長は、委員のご意見というのは私どもも十分今日お伺いしましたので、今後の計画に活かしていきたいと考えておりますと、この部分が閉会后にというのですか、翌日いろいろ議論がございまして、再度11日に総務財政常任委員会を開催いたしておりますので、それは後ほどご報告申し上げます。

別な委員から、解体費用が業者によって評価が違うという答弁あったが、それを町が決めるというたとえと談合とかいう問題になってくると、解体費用はわかっているけれども公表できないという理由は何なのかというお尋ねがございました。

これに対して総務課長から、業者によって評価が違うという発言については訂正すると、標準的な基準があるというふうに訂正されました。解体費用は言えないということではなく、この委員会ではどうかという判断で公表できないと言ったということでした。

これに対して委員からは、委員会で質しているのに委員会で言えないという理由を明確に説明してくれという、ご発言がございました。これに対して総務課長からは、解体費用については県と協議しているので、まだ協議の途中なのでもう少し時間をいただきたいということでご

ございました。

これがさらに、もうしばらく議論が続きました。それで総務課長からは協議の中で金額は、解体費用ですね、金額は出ているけれども、今、県と最終的な用地金額の協議をしている最中ですので、公表は控えたいということでございます。この辺が大変わかりにくいということで、委員からは解体費用を県と協議するということですが、協議しなければならないことなのか、解体費用はですね、言えない何か意味があるのかという突っ込んだお尋ねがございまして、これに対して総務課長は、基準的な解体費用は出ているけれども、解体費用を含めた用地費用の交渉を行っていますと、そういう段階ですので公表できないと。

大変この辺が微妙なニュアンスを含んでおりまして、委員会全体ちょっとわかりにくかったもんですから、私のほうで委員長のほうから確認をさせていただきました。委員長、私の受け止め方は、用地購入費、用地費の交渉を行っていて、県が解体した場合、更地にした場合ですね。このぐらい費用がかかると、そういう標準的な金額が出ていると。一方で紀北町にそのまま建物そのままそっくり売却したほうが、県としては助かるのではないかというふうな交渉をしていると私は受け止めましたが、どうですかというふうに、私のほうから確認させていただきました。

川合課長は、それに直接お答えになりませんでしたけれども、さきほども申し上げたとおり、解体費用がいくらという数字は出ておりますが、ただいま解体費用を含めた中で用地交渉をしている途中ですので、この場で費用はいくらということを申し上げるのは決断しにくいので、公表できないと言ったということです。

それで質問されていた委員の方はわかったということでしたんですが、別な委員からさきほどほかの委員が長島高校跡地ではなく、ほかにも考えるべきだと発言があったときに、総務課長は何と答えたのかという確認がございました。

総務課長は、今日のご意見はご意見として伺ってまいりたいと答えました。この議事録では伺ってとあるのでこのままにしておきますが、私は承ってと聞こえたんですが、そういうことです。

今の委員は町長はほかの会議などでも、長島高校跡地に建てるということを言われているので、課長の答弁の範囲内で慎重に返答してもらわないと困りますという念押しがございました。これを含めて改めて11日に総務常任委員会が開かれたという経過になります。

別な委員からは、本庁の移転にあたっては町民の納得が必要、そのために町民への融和策と財政の見通し、この2つが主な鍵になると思うけれども、融和策について町長はどんな策を打

ち出していくのか注目しているということで、財政のシミュレーションの内容について、ほぼ妥当な計算だと思うけれども、歳出に災害復旧費が計上されていない。また損害賠償請求訴訟に伴うものが含まれていない。その中で平成22年度から3年間実質収支が赤字になる。それから31年以降も赤字が心配されている。庁舎もそうなのですが、赤羽寮のことも含まれていない。赤羽寮の状態を見ると早急に改修が必要ではないかと、シミュレーションの内容についてのお尋ねがございました。

これに対して塩崎財政課長から、災害復旧費については繰り越した事業などであれば、ある程度わかるけれども、災害はいつ起こるか予想できないので、今回は計上していないと。それから損害賠償請求についても、何年度に終わるということがわからないので、シミュレーションには計上していないというお答えがございました。

委員のほうからは、もう1点、合併効果によって地方債が金利の高いものを繰上償還してきたけれども、もうそろそろ終わる時期ではないかと、交付税においても普通交付税は5年間の上乘せがあったと思うけれども、それで終わるのではないかと、特別交付税においては上乘せないと思いますが、その点についてはどうかというお尋ねがございました。

これに対して財政課長からは、交付税についてはシミュレーションに示してあるとおり、合併後10年間経ってから5年間で徐々に減っていくものであると、一番減った時点では4億円から5億円ぐらい減っていくものと思われる。今後どうなるかというのはつかめていない状況であるというお答えがございました。

委員からは、さらに合併効果による特別な交付金などはほぼ終わってしまう懸念があると、現に地方債の残高を見ても今年は増加していると、その辺の見通しに対するお尋ねがございました。

財政課長からは、これまでの起債の中身は交付税算入のない効率の悪いものもありましたけれども、現在借り入れているものは、効率の良い起債を借り入れていると、災害復旧等についても効率的な起債を借り入れることはできるので、中身のほうも随分変わってきているのが現状であると、繰上償還は平成21年度で終わる予定であるということがございました。

財政の論議はそこで終わりました、次いで委員から、別な委員ですけれども、町長答弁では、長島高校の跡地へ22年度当初予算であげて、つまり実施設計費ですね、当初予算にあげて、23年度に移転を実施したいので、今回2,000万円を積み立てるという説明だったと。それと今回、積み立てる基金の中身について、合併前から5,000万円あったけれども、そこへ行くとか、どこに行くとかという目的のもとに、つまりその時点から庁舎はどっかへ行くからという意味の

積み立てなのかという確認がございました。

これに対して財政課長からは、基金の設置の目的としては庁舎等の改築及び改修の財源に充てるため、紀北町庁舎等の改築及び改修基金を設置するとなっていると、これは平成9年の12月に、旧紀伊長島町にこの基金は設置されております。一番金額が基金の残高が一番多かったときは、15年度末に6,051万7,000円、16年度に388万5,000円の取り崩しが行われておりまして、これは長島庁舎の耐震診断ですね、これは旧町時代になりますけれども、庁舎の耐震診断と消防署の防水工事のために取り崩しを行っている、その後、合併後この基金から平成19年度に再び664万3,000円を取り崩してございまして、これは紀伊長島総合支所の屋根の防水工事のために使用されております。こういった結果から、今現在は5,078万6,000円ほど、つまり1,000万円近く減額しておるわけですが、一番多いときより。今回の2,000万円と利息分を合わせて21年度末では7,101万5,000円になる見込みであると、これの元々基金を設置した、これは旧紀伊長島町のことでございますけれども、基金の目的は当時消防署の問題や庁舎内の事務所の狭さなどのことがあって、増築の話が出て基金を積み立てたと聞いていると、これは財政課長です。それから総務課長も正確な話ではありませんけれども、財政課長がお答えしたとおりですということがございました。

委員からは将来の庁舎改築のための基金5,000万円だったということですが、今回の2,000万円は、あそこに建てるという指定のもとで今までの積み立て、ちょっとあそことというのはちょっとよくわかりませんが、今までの積立基金とは性格が違っていると判断していいのかわからない。

これに対して総務課長からは、基金を積み立てるきっかけはいろいろとあると思うけれども、あくまでも庁舎等の改築及び改修を前提にして積み立てられてきたと、今回、このような状況が整いつつあって、この基金を活用するという考え方であると、それが町長の考え方でもあると。

委員からは、合併協定の考えなのですが、合併して1つの町として発展していくための協定だと思いが、どうかと。

これに対して総務課長からは、合併というものは良くなろうとして、皆さん合併に向けて大変な協議をしていただいたもので、そのときの役割を担っていただいた方々の議論の中で決められたという認識をしている。合併協定そのものはこれからの紀北町の将来を見据えて力をあわせてやっていこうということで、両区の均衡のとれた発展を目指して努力していかなければならない。

委員のほうからは、庁舎の問題に関してですね、今、海山に住んでいる町民の中で、この合併協定に対してたくさん不満の声が出ているが、そのことに関して執行部はどのように考えているかと。

総務課長からは、そういう声があるというのは聞いています。それはいろんな理由があってそのような声が出たものだと思う。あくまでもこれは合併後の紀北町、これからの将来に向けての紀北町は皆さんで議論しながら一丸となってまちづくりを進めていくべきだと思う、というお答えでございました。

委員からは、住民参加のまちづくりを進めていかなければならないということですが、町民は全協の新聞報道等で知っているけれども、今回の2,000万円の提出にあたっては、町民の声に対して何らかのアクションを起こしましたかというお尋ねでございました。

アクションといいますと、答えるのが難しいと、町のほうを示させていただいて議員の皆様には相談を申し上げながら進んでいるところでもあります。今後、時期がくれば町民の方々に説明するという必要は必要になってくると思うという、お答えでございました。さらに地域協議会では何度もこの話が出ております。具体的な話はどこまでかということですが、私どもも答えられる範囲で答えている、という答えでございました。

以上で、一般会計補正予算の所管分の質疑が終わりました。反対、賛成討論ともになく、採決の結果、賛成多数で、本案は可決するべきものと決定いたしました。

ただいま報告したのが、9日の常任委員会なんですけど、翌日になりまして、委員の一部の方からご指摘がございました。その話が町長の、理事者のほうへも行っておりまして、翌日の午後になって私のほうに理事者のほうから委員会の再開、もう一度開いて答弁の訂正をいたしたいという申し出がございました。それで急ぎょ10日に委員のほうへ緊急連絡させていただきまして、11日の午後、総務財政常任委員会を開いたわけでございます。委員全員が出席いたしております。それで理事者のほうからは奥山町長と川合総務課長が出席いたしました。

大変、異例のことなんですけれども、この9日の日の総務課長の答弁に、後々誤解を招く恐れがあるということで、答弁自体が整理されておらずに誤解を招くかも知れんということで、もう一度理事者のほうから、課長の答弁の真意をお伝えして、発言の訂正をさせてほしいという申し出がございました。それで冒頭から委員のほうからは、厳しいお叱りがございました。私からも総務課長というのは、町長の代理として答弁しているんですから、十分注意して理事者との意見調整もしたうえで、慎重に答えるべきだというふうに注意を冒頭にいたしております。

総務課長からは、一般会計補正予算（第2号）における委員の質問に対する答弁の中で、さきほどご報告申し上げましたように、その委員のお尋ねは、プールを校舎の横につくったときに、庁舎や外からも見えるのではないかと、塀の高さ云々というご議論ございました。それと最後をお願いしますという言葉添えて、庁舎の位置は長島高校跡地ではなく、別なところも考えたらどうかと、さきほど報告しましたように、体育館を、総合支所の前の体育館を潰してでもという表現でしたけれども、取り壊してでもそこへ考えたら海山区のほうからの利便性は高まるのではないかと、ご提案というか、ものがあつたわけです。そこが最後のお願いという部分なんです、それに対して総務課長は、委員のご意見というのは私たちも十分今日お伺いいたしましたので、今後の計画に活かしていきたいと考えていますという、お答えでございました。

つまり、この受け取りに方によっては、今後の計画の中で十分検討するというのは塀の高さとか、プールの位置とかという部分、そう受け取った委員もあつたわけですが、一方では、庁舎の位置が合併協定に踏まえた長島高校ではなしに、ほかのところ検討し直したらどうだという部分もあわせて、今後の計画に活かしていきたいと、答えたようにも受け取れるという、後々これは問題になるのではないかと、ご指摘ございました。そのためにさきほど報告させていただいたように、別な委員から、議論していた委員とは別な委員から、総務課長は一体何て答えたんだという確認があつたわけです。

で、そのときに課長は、今度はご意見として伺ってまいりたいと答えた、答えています。そこで、ところがこれは議事録に残った場合、ちょっとその辺が大変どちらともとれる話で、大変誤解招くのではないかと、ご指摘ございました。それで総務課長からはですね、長島高校を前提に質疑をこれまでやってきていると、第1回の全協以来4回やってきたと、一貫して本庁舎及び紀北中学校、尾鷲高校長島校跡地に移転するべく協議を重ねてきていると、3回目の全協においては、平成22年度中に紀北中学校、また23年度中に本庁舎を、閉校後の尾鷲高校長島校に移転すべく計画を示していると、いささかも変わっていないと、しかしながら、委員からご指摘があつたように、別な委員の意見もわかるけれども、他の会議などでも長島高校跡地に建てるということを言われているので、課長の答弁の範囲内で慎重に答弁してもらわないと困りますという、指摘があつたわけです。

それで、改めてテープを聞き直してみると、答弁がいささか不十分であつて、私の本意と答弁とが食い違いあることから、誤解を与えてしまったのではないかと思ひ、一部訂正をお願いした。ご審議をお願いということでございます。



それで、答弁の訂正の内容についてはですね、発言されていた委員の名前は省きますけれども、ただいまの委員のご意見というのは、私たちが十分今日お伺いいたしましたので、今後の計画に活かしていきたいと思いますという答弁の部分をですね、ただいまの委員のご意見をお伺いしましたが、本庁舎の移転先についてはこれまで4回にわたる全協において、閉校後の尾鷲高校長島校本庁舎の適地として移転すべく協議させていただいております。すでに移転の経緯、敷地、配置案、概算事業費、財政状況、事業実施の計画年度等も説明させていただいており、今後は本庁舎の内部配置案等を示していただくとともに、議員の皆様方の意見を伺いながら、計画を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに改め、訂正させてほしいと、言葉足らずでございましたので、改めてお願いしたいという説明でございました。

これに対し、この件につきまして、奥山町長から、総務課長が申し上げたような誤解を招きかねないような答弁の結果で、正してまいりたいというために、皆さんに大変ご迷惑をかけたこと、本庁舎問題についても、その他の中学校等もあろうかと思いましたが、他の常任委員会で非常に重大な、町にとって事案でございますので、できるだけ誤解ないようにきちんと説明させていただいて、ご理解賜りたいということでございます。よろしく申し上げますということでございました。

これに対して、委員として出席しておられます議長から、そこへ至るまでの返事が遅いという厳しいご指摘がございました。町長が重大な議案と言っていたけれども、私から見たら、そういう重大という重みは、そんな重みは受け取れないですよと、要するに対応が大変遅かったという厳しいお叱りがございました。

この点については、委員長の私も少なくとも、さきほど総務課長は何て言ったんだという確認があったときに、もう少し私のほうからも突っ込んで確認すべきであったかなと、委員長として委員会の指揮に若干不足するというか、部分があったかと思えます。委員会のほうでは私もお詫びさせていただいております。もう少し厳しく、その時点で指摘すべきだったかなと反省いたしております。

以上の議論で、再度、総務課長からは、委員から指摘をいただいたときに大丈夫やったんやろかと一瞬思いました。しかしながら、そのときに回答をきちんと整理をできなかったということを非常に悔やんでいると、このように大変ご迷惑をおかけすることになって、心傷んでおります。誠に申し訳ございませんという陳謝がございました。

さらに町長からは、議長からご指摘をいただいたけれども、重大とっていなかったという

わけではない。副町長、収入役、総務課長も入れて対応について協議していた。それで大変遅くなったと、私のそれに対する熱意とか誠意がないというわけではなく、議論が難航したんだと、言い訳というふうになりますけれども、そんな簡単とは思っておりませんでした。いろいろ受け取り方というのはあるので、私の不徳のいたすところだと反省しておりますという、お詫びがございました。

ほかにもいろいろ厳しい委員、皆さんから厳しいご指摘がございました。ご質問があれば述べますけれども、相当に長いですもので省略をさせていただきます。それで、さきほど読み上げましたような、一部訂正することについて、皆さんにお諮りいたしましたところ、全会一致でご同意をいただきました。

以上で、大変異例ですけれども、再度、常任委員会を開いて課長の答弁訂正が行われたというところをご報告いたしておきます。もしまた、まだもう少し、もっと知りたいということがありましたら、質疑に対してお答えを申し上げます。以上で、報告を終わります。

#### 川端龍雄議長

次に、教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

#### 教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

皆さん、おはようございます。

平成21年9月定例会、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

本9月定例会におきまして、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告をいたします。

去る9月10日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員7名全員出席のもとで開催をいたしました。

説明のため出席した者は、教育長並びに住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員の皆さんであります。

本委員会に付託されました案件は、

議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第41号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例

議案第43号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

議案第44号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 平成21年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

請願第1号 「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願書

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願書

請願第3号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書  
以上の9件の審査であります。

それでは審査した議案順によりまして、経過と結果について報告をさせていただきます。

まず最初に、議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

議案第40号ですけれども、この点につきまして、これは住民課所管分であります。

課長から、改正案の要点について説明がありました。要点は、第1点目としまして、出産時にかかる分娩者等の経済的負担を軽減する。そして安心して出産できるようにするために、出産育児一時金の支給額を、本年10月1日から、平成23年の3月31日までの間に出産した場合という、いわゆる暫定措置ではありますけれども、この産科医療補償制度にかかる保険料相当額の金額につきまして、現行の35万円を4万円引き上げて、39万円とするものであります。

それから2点目は、介護納付金賦課限度額を現行9万円から、10万円に引き上げるという、この2点でありました。

質疑に入りまして、最初に、この条例に関しまして、去る7月23日に紀北町の国民健康保険運営協議会が開かれておりますが、これの討議がどのようなものであったのか、こういう質疑がありました。

課長のほうから、23日の紀北町国民健康保険運営協議会の内容につきまして、説明がありました。

さらに同委員から、この法案の2条に関係してですね、9万円から10万円に改められたという点について、実際の所得層でどれぐらいの人が不利益を被るとか、あるいは有利になるとか、そういう中身の話もあったと思うが、これについての説明を願いたいという話がありまして、課長から答弁として、157世帯ですね、大体1万円上がるという形になるので、157万円相当の保険料が増額になる方があるという説明をしたということが、話がありました。

そういった内容で、さらに協議に参加したですね、協議会ですが、協議に参加したメンバーについての説明を求めたいということがありまして、課長から、被保険者の代表する方、並びに保険医、保険薬剤師を代表する委員の方、広域を代表する委員として議員から出席している

メンバーについて説明がなされました。

さらに他の委員から、この出産育児一時金が35万円から39万円に上がったことによって、病院側の医療費がですね、全体的に上がるのではないかと、それに対して国はどのような法律改正を行なうにあたってですね、医療機関に対して指針であるとか、あるいは通達のようなものを出しているのかどうか、その状況を把握していたらですね、示してほしいという質疑がありましたが、課長からは、そこまでは把握していないという答弁でありました。

以上で、本議案に対します質疑が終了しまして、討論に入りました。討論につきましては、賛成討論、反対討論ともになく、採決に入り、全員賛成によって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

続いて、議案第41号の審査を行いました。

議案第41号は紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例の審査であります。これにつきましては、該当課長からですね、一応、田山集会所の点につきまして報告がございました。9ページに今出ているんですけども、平成21年の12月1日から施行するという部分も附則に加えましてですね、紀北町の教育集会所条例の別表からですね、紀北町田山集会所を削るというものであります。

質疑に入りまして、質疑がなく、討論に入りました。反対討論、賛成討論ともになく、全員賛成によって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第43号の審査に入りました。

43号は、平成21年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります。

まず、教育民生常任委員会関係の審査であります。「住民課」所管分から審査を行いました。住民課長から、この予算案に対する関係部分の説明を受けました。

質疑の結果ですね、この住民課所管分については質疑がなく、各課の所管が入っておりますので、次に同じく43号についての「福祉保健課」の所管分について審査を行いました。

福祉保健課分について、少し説明させていただきますと、補正予算のほうの10ページのところにありますが、これは国庫支出金の関係部分であります。児童福祉補助金として1,579万円の増額がされております。これは国の経済危機対策関係費であるということでありまして、さらに衛生費の補助金につきましては356万6,000円の増額がなされておりますけれども、女性特有のがん検診推進事業に充当するものであります。

続きまして、歳出の関係であります。17ページに出ておりますけれども、社会福祉費の関係の増額がなされております。児童福祉費1,639万5,000円の増額、さらに児童福祉総務費と

して 1,579万円の増額、これらはですね、子育て応援特別手当支給事業のものであります。内容については対象となる子どもたち、小学校就学前3年間に該当する子どもで、これらについてですね、支給額の措置がなされております。

さらに18ページにつきましては、保育所関係の増額がされておまして、60万5,000円であります。委託料として志子保育所における対応、これがなされております。

続きまして、第4款の保健衛生費関係ではですね、356万円の増額がなされまして、さきほど申し上げましたのに関連したですね、がん検診事業費の増額分であります。事業目的としては特定の年齢に達した女性に対しての子宮頸がん、乳がんに関する検診手帳等を送付するという措置であります。これらにつきましては、検診における受診の促進を図るとともに、早期発見と健康意識の普及と啓発、健康増進を図る事業であるということであります。

これに対しまして質疑に入りました。委員から、がん検診事業費の増額の件について、質疑がありまして、子宮がん検診、乳がん検診の増額とのことであるが、町が実施している、いわゆる検診事業との関連はどのようになっているのか、こういう質疑が最初にありました。

課長のほうからは、今回はあくまでも臨時対策交付金による単年度の事業となっていること、2年連続で受ける人も出てくると思うが、それはそれで受診をしていただいて、町としては3年間未受診の人がないように受診率の向上を図っていきたく、このような答弁がありました。

さらに委員から、受診率の向上を図るという点につきまして、広報による周知だけでなしにですね、自治体の責務として、もっときめの細かい対策が必要ではないかという提案の意見が出されました。乳がん検診は年1回必要だということであるが、国の方針は2年に1回の受診となっているとのことだが、課としてはですね、2年に1回の受診で良いと思っているのかどうか、こういう質疑がありました。

課長からは、町としてはですね、広報だけでなく、事業を実施するにあたっては、事業所を回ってですね、できるだけ受診しやすい環境を整える努力をしているという説明がありました。特定の年齢の5年間未受診の方に対してですね、個人通知をするなど、受診率を上げる努力をしている。さらに受診の期間については、あくまでも町の助成による検診が2年に1回ということで、自己負担は発生するけれども、必要ならば自費でも検診を受けていただく必要もあるかと思えますという考えです。

さらに委員から、集会所に保健師が出向いてですね、婦人会等の皆さんにも自分が乳がんを見つける自己検診の講習などをしてはどうか、こういった意見も出されました。

課長のほうからは、保健師は健康相談事業でですね、各地区の集会所には出向いている。今後、

健康相談で乳がん検診の周知を行っていくが、積極的に事業に取り組んでいきたい。また自己検診の方法についてはですね、現在では広報などで自己検診の方法を載せたことはないけれども、今後、課内で検討をして考えていきたいと、こういう答弁でありました。

他の委員から、2年に1回の町の受診率と、今回の事業の予算は、どれだけの受診率を見込んでいるか教えてほしいという質疑がありました。

町の受診率は約19%、今回の特別対策事業での検診事業については、50%の受診率を見込んでいるという回答であります。

さらに、今回の特別対策事業での検診事業について、仮に50%以上の受診があった場合には、その経費は町で負担しなければならないのか、こういう質疑がありました。

課長のほうからは、この事業は10割補助の事業である。したがって、受診率が50%を超えてもですね、補助金が交付され、町の負担はありませんという回答でありました。

他の委員から、今回の事業では、検診にあわせて検診手帳を配付すると聞いている。受診率を向上させるためには非常に良いことだと考えているが、町の考えを聞きたいということで。

課長から、議員ご指摘のとおり、検診手帳の配付は非常に大切なことだと考えている。検診手帳には、検診の仕方や受診記録などが記載されておるが、今回の事業では受診した人だけでなく、対象者 1,120人すべての人に配付することになっているという、答弁でありました。

以上で、福祉保健課関係の質疑を終了いたしました。

引き続きまして、「環境管理課」関係の所管分についての審査に入りました。

環境管理課の補正予算関係分につきましては、予算書の19ページに出しております。いわゆる衛生費、保健衛生費、環境衛生費であります。補正前の 6,309万 4,000円に対しまして、補正額を5万 1,000円補正するというものであります。この点については墓地整備助成金として、引本区の引本浦自治会の長浜墓地にですね、整備にかかる助成として計上されております。

さらに大きな点につきまして、清掃費としてですね、塵芥処理費が出されております。補正前の額3億 3,038万円に対しまして、4,000万円の補正をしようとするものであります。需用費で修繕料 4,000万円を計上されておりますが、これは海山リサイクルセンターと紀伊長島リサイクルセンターの修繕工事であります。サイクロン修繕、乾燥設備修繕、2次破碎機修繕等の修繕をお願いするというものであります。

この課長説明を受けまして、質疑に入りました。

まず、このリサイクルセンターの修繕費 4,000万円の内訳ということにつきまして質疑がありまして、資料の提出が求められました。資料の提出、修繕表が配付されておると思いますが、

この点の提出がなされまして、これも関連してですね、質疑が行われました。この資料につきまして、この当初予算の時点で予定した修繕の一覧表なのかどうか、こういう質疑がありましたが、課長のほうからはですね、当初予算で両リサイクルに対して6,000万円の予算を修理費としてですね、認めていただきましたが、その内予定している修繕箇所もありますし、順次交換しなければならない箇所もあって、これらを優先して修繕してきたと。この資料は当初予算に載っているのもあれば、新たに出てきた修繕も含まれているということでありました。

この修繕のあり方、あるいは修繕計画について質疑が出されまして、当然、当初予算で計画して出たものは、この資料の中でどれが該当するのか、非常にわかりにくいので、わかるかということでしたが、課長のほうとしてもですね、すぐにはわからないという、そのときの回答でありました。

引き続いて、この修繕費の補正提出に関してですね、委員からかなり意見が出されました。1つはですね、この資料の中で本来はどこから修繕していくのが、一番必要なのかどうかを検討しておかなければならないと思うと、そこがわかりにくいと、緊急なものから順位をつけておいて、1つずつ処理をしていく必要があるのではないかと。そしてさらに緊急事態が入ってくればそこに含めてですね、そういった処理をしていってはどうかという話がありましたけれども、これにつきまして、担当課長のほうとしてはですね、当初予算の段階ではですね、財政的にも町全体の予算が限られておいて、なかなか限られた中で、最大限努力をしていると、執行していかなければならないものもあるしですね、機械のことなのでその中で優先順位をつくっていても、非常に難しい点があると説明がありました。リサイクルセンターの修繕については、機械なので金額の大きい、小さいにかかわらずですね、どれもやらなければならない重要な工事だと考えているというのが、課長答弁であります。

引き続いて同委員からですね、緊急性のあるものからランクを付けて進めていく、そういう計画が必要ではないか、こういう指摘もありました。課長のほうからは、長島リサイクルセンターはですね、平成15年から稼働しており、海山リサイクルセンターは平成11年から稼働しているということで、経年劣化とかですね、日常の稼働により消耗や磨耗もしているものも多いと、現場の職員もですね、予算が付いたからといって、すぐに交換するのではなく、できるだけ長く使用できるように努力はしておるが、そういったところの理解もお願いしたいという、課長の答弁でありました。

同じく、同じ委員からですね、海山リサイクルセンターの乾燥機の修繕の問題、それによる乾燥が正常でない場合のダイオキシンの数値が正常なのかどうか、こういった質疑がありまし

て、課長からはですね、ダイオキシンの検査については、平成19年にダイオキシンが出てからですね、3回検査を行っておると。本年の7月24日に検体の採取を行って検査した結果についてはですね、9月初めに出たので、これは資料として配付されたと思いますが、正常であったという答弁であります。

それから、さらにですね、補正予算に計上する問題について、委員のほうからリサイクルセンターは特殊な装置なので、保守点検は委託するよりもですね、自分のところで技術者集団を抱えて修理したほうが安上がりになるのではないかという、提案といいますか、意見が出されました。課長のほうからはですね、この点については機械の保守点検についてはですね、今のところは専門業者に委託をしておるけれども、現場の職員もできる限りの点検をやっており、そういったところも十分ご理解願いたいという説明でありました。

委員からはですね、引き続き努力している点は理解するが、技術者集団を抱えて迅速な対応をしたほうがいいのではないかという意見が出されましたが、この点についてはですね、委員からそういう貴重な意見があったということ、理事者側にも伝えさせていただきたいというのが、課長の答弁であります。

さらに、塵芥処理費の予算について質疑が出されまして、今もらった修繕費の一覧表によるとですね、当初予算のときの資料であるのか、現実に行われた分の資料であるのかという再質問といいますか、質疑がありました。これは今提出した資料についてですね、配付された資料です。今年度、現在までに修繕工事を施工したものであるというのが、課長の答弁であります。

さらに、この4,000万円が今回の予算でですね、追加されるという問題につきまして、質疑が出されまして、この内容についての説明が行われました。3億3,038万円の中にはですね、ほかにもごみ収集等の事業費も入っておりまして、リサイクルセンターの経費については、2億2,855万5,000円であるという課長説明であります。当初予算2億2,855万5,000円の中でですね、修繕費は当初6,000万円みてもらってあったが、今回の補正でですね4,000万円の増額をお願いするというのが、補正の趣旨であります。

この4,000万円増額してですね、1億円になるという点につきまして質疑がなされました。これは修繕のあり方の問題、それから修繕箇所等ですね、故障部分の把握がどうなっておるかという質疑もありました。海山リサイクルセンターで10年、長島リサイクルセンターで6年もやっておれはですね、職員もその対応度について大体把握できているのではないか、こういう質疑がありまして、その点につきましては、課長答弁でですね、耐用年数、耐用度等については職員も把握しておるといのが、課長の答弁であります。



そこです、修理部門の質疑がありまして、リテーナー交換工事 1,300万円というのが、この修繕表の中に出ておるんですが、これについての質問がありました。説明としてです、リテーナーというのはバグフィルターの中にあると。10年経過し、腐食をして折れた箇所があったということで、これは鉄でできている部分らしいんですけども、これについての把握が、把握ができていなくてです、今回交換をしたものであるという説明がなされました。

さらに他の委員からです、この修繕の計画の問題について、よくわからないので、まず定期的な修繕と突発的に起こってくる修繕に分けて説明していくべきだ。それから自主的な職員による保全とです、業者の保全について十分、そのどういった効果が出ているのかということについても把握してほしいと、そういう質疑がありました。これにつきまして、課長のほうとしては、今後いろいろ指摘をいただいた点についてです、実行していかなければならないと感じている。今以上に正確な資料作成や技術の向上を図っていきたいという、課長の答弁がありました。

最後に、墓地整備事業費について質問があり、3分の1の助成についてはです、統一されて全町で行われているのかという質疑がありまして、課長答弁ではです、墓地の整備については紀北町墓地整備助成金交付要綱に基づいて、整備事業費の3分の1を墓地を整備する地区に対して助成しておるという回答でありました。

以上で、環境管理課分の質疑を終了いたしました。

引き続きまして、この補正予算の「学校教育課」の関係の説明と質疑に入りました。

この点につきましてはです、予算のほうの14ページのところに町債の提案がなされております。小学校債 200万円についてはです、太陽光発電設置に伴う起債の増額であるということとあります。2節の中学校債 520万円については紀北中学校移転に伴う起債であるということとあります。

さらに、26ページに出ておりますけれども、いわゆる小学校費、学校管理費についてです、5,175万円が追加されまして、この特定財源の国庫支出金 3,800万円についてはです、安全・安心な学校づくり交付金として 2,000万円と、地域活性化公共投資臨時交付金 1,800万円が、補正で出されております。地方債の 200万円については、太陽光発電設置に伴う補正予算債であるという説明でありました。

さらに、この質疑の中でも大分意見が出まして、後ほど報告しますが、太陽光発電の導入事業費についてです、提案では説明がなされております。5,175万円の増額をお願いするというものであるということとありました。

さらに、この太陽光発電につきましては、町内の2校に設置をしてですね、これをモデル校として活用していくという説明であります。委託料の45万円については西小の運動場、屋内運動場に設置するための委託料、それから工事請負費の5,130万円については、太陽光発電設備設置工事についてですね、西小に1基と相賀小プールサイドに1基を設置しようとするものであるという説明でありました。

さらに、中学校の学校管理費ですが、この教育費がですね、地方債520万円、紀北中学校移転に伴う学校特例債で充当するという提案であります。

さらに、紀北中学校移転事業費としてですね、今回550万円増額が出されております。この事業費についてはですね、学校施設の耐震化を計画的に推進していくために策定された紀北町学校施設耐震設備計画に基づいて、1日でも早く子どもたちが安心して学習することのできる環境を整備するために、現在の紀北中学校を長島校へ移転するための事業費であるという提案でありました。

以上で、この学校教育課長の説明を受けまして質疑に入りました。相当多くですね、この点については委員から出されました。一番大きかった質疑は太陽光発電導入事業の問題と、いわゆる紀北中学校移転の問題であります。

まず、太陽光発電の問題について質疑がありまして、これについてはさきほど予算のところでも少し触れましたけれども、相賀小学校と西小学校に20kwの太陽光発電設備を設置する予定であるということでありまして、それからこれはですね、内容としましては20年度の電気使用料の実績は西小では、1年間の使用料が170万円、節約できる電気料金が24万円と予想しているということで、これは大体14%の節電につながるものであるという説明でした。

相賀小学校につきましても、同じように年間の電気使用料が約140万円で、節約できる電気料がですね、25万円と予想しておいて、その結果は約18%の節電になるという考えであるということを学校教育課長から説明がありました。

続いて委員から、この太陽光発電、いわゆるスクールニューディール計画の概要について説明をお願いしたいという質疑がありまして、これについて学校教育課長のほうから次のように話がありました。これはこの計画はですね、国が本年4月にとりまとめた経済危機対策においてですね、スクールニューディール構想を提唱しておるということでありまして、21世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的充実を図ることを目的としておる。この構想ではですね、学校耐震化の早期推進と、学校への太陽光発電の導入、さらにエコ改修、ICT環境の整備等を一体的に推進するというものであります。

先般、成立したですね、平成21年度の補正予算では、国の補助に必要な予算として約 4,900 億円が計上されたらしいですけれども、この補助金を受けてですね、地域活性化・公共投資臨時交付金なのですけれども、太陽光発電を設置しようとするものであるということで、構想は 3 本柱になっておいて、学校耐震化の早期推進と、学校への太陽光発電の導入をはじめとしたエコ改修と、ICT環境の整備等を一体的に推進するというものが、いわゆるこのスクールニューディール計画の概要であるということで、教育課長の説明がありました。

委員から、相賀小学校ではプール、西小学校ではどこに設置するのかという質問がありまして、改めて西小学校は体育館の屋根に設置する。相賀小学校はプールサイドに設置するという説明であります。

さらに、この太陽光発電の事業についてですね、いろいろと委員からですね、いろんな角度から質疑がありました。これに対して教育課長のほうからですね、地域活性化・経済危機対策臨時交付金と、それからもう 1 つは地域活性化・公共投資臨時交付金の 2 つがあって、今回はあとのほうのですね、公共投資臨時交付金を使って行うものであるという説明がありました。

さらに、同委員からですね、5,200万円もの地域に対して、公共的なものに対して、今ですね、本当に必要なものなのかどうか、このことについてのいろんな質疑がなされました。これに対して教育課のほうではですね、いろいろ事業全体では金額が大きいけれども、一般財源ベースでは相小で 800万円ほど、西小で 560万円ほどであるということと、その効果としてですね、太陽光発電のために太陽光パネルを設置することです、子どもたちの学習教材にもなると、環境学習にもなると、この機会を利用して環境への理解を深めるという目的があるのでですね、よろしくご理解をお願いしたい。また電気消費量の削減によってですね、環境問題への取り組みにもなっているという、課長の説明がありました。

この委員からですね、経済の波及効果があるかどうかについて質疑がありまして、業者がどのような形で入ってくるのかという点の質問がありました。この業者についてはですね、太陽光パネルの設置ということで、指名審査会で今後は検討していきたいというのが、教育課長の答弁であります。

さらに、この 5,000万円という額についてですね、もっとほかに使い道があるのではないかという質疑がなされました。重ねて学校教育課長のほうからですね、補助金の安全・安心な学校づくり交付金の補助裏に充てる事業であって、全体の45%に充てておると、これはこういう公共投資ということでですね、太陽光に充てる臨時交付金であるという説明が重ねて行われました。

いろいろこれを疑問視する質疑がありまして、学校教育課長のほうからはですね、国の施策であるということ、それで交付金事業となっているということ、今回は教育環境の整備の一環として公共投資の臨時交付金として予算を組んでいただいて、それを町に下ろすと、それによって環境整備を行うことができると、また経済効果が上がるということについてはですね、予算的な問題もあるけれども、子どもたちへの環境整備に充てるという学習効果、教材になるという点をご理解願いたいという説明がありました。

引き続き委員側から、地域活性化の補正予算、あるいは国から補助が出るということですね、使い道として無駄ではないかといった観点からの意見も出されました。かなり質疑を交わしてですね、審査が進められましたけれども、教育課長からは、国からの教育環境整備のですね、抜本的な改革を行うために、全体で4,900億円の予算が出されてですね、各地方については太陽光発電に充てることもできるということであったので、これを利用してですね、太陽光発電の設備を考えているという、重ねての説明でありました。

ここでですね、教育長のほうからですね、このニューディール構想に関連してですね、説明がありました。このニューディール構想は文部科学省のほうからいくつかの事例をあげておられるけれども、耐震化が筆頭にあがっていると。それからエコ化としての太陽光発電、ICT化電子黒板の導入等を出してきておってですね、スクールニューディールの構想に沿った形で使いなさいという、そういう指導がなされておる。太陽光を選んだのは一種の学校施設の革命であって、小中学校の設備についてはですね、明治以来、黒板とチョークで教えるということが基本だったけれども、パソコンが導入され、時代に対応するような新しい形の設備を整えていくということである。今まではお金がなく政策がとれなかったけれども、今回、景気対策として地域に合ったものを選ぶということができたので、教育委員会で協議した結果ですね、エコ化ということで、まず西小学校と相賀小学校へ試行的に考え、良ければこれを広げていきたい、ICTについても50インチのテレビを備えるといったですね、今までの常識外の設備であるが、これからの新しい学校施設というのはですね、今までとは違う設備を構築していかなければならないのであります。今までと違ったですね、スクールニューディール構想は教育委員会で議論をしたうえでですね、費用対効果はいろいろご指摘の点があるとは思いますが、環境教育を考えて提案させていただいておるのでですね、是非ご理解を願いたいという説明がなされました。

続いて、費用対効果の問題をめぐりまして質疑が続きましたけれども、それについてですね、教育委員会のほうとしては緊急対策なのでですね、今までの予算に入っていないけれども

も、今回、補正予算でみれるところは各地域でも出てくるのではないかという説明もなされました。

さらに、他の委員からもですね、5,000万円の事業の考え方について疑問が出されました。太陽光発電についてですね、余った電力をどのように売電するのか、太陽光発電のときに電気が切れたり、避難所になっている体育館がどのようになるのか、例えば太陽があるときだけです、電気をできるのかどうか、それともバッテリー機能があってですね、蓄えたものを使えるのかどうか、そういった点についてもですね、十分考えてほしいという意見がなされました。この点については、教育課長のほうからはですね、災害時のことも考えて設置する予定であるという答弁にとどまっております。

災害時の活用の問題について、電気が必要なのはですね、夜間になるということで、夜間の場合は当然太陽はないわけで、それならばですね、バッテリーはどうなっているのか、蓄電はどうするのか、そのようなこともですね、十分説明がなければならぬという質問がありました。これらにつきまして、太陽光発電は夜についてはどうかという点があるということですね、若干調査と、回答状況についてですね、まだ問題を残しているというのが、質疑での状況であったかと思えます。

これらの、この5,000万円の事業ですね、災害時も使う、さらに今の太陽光システムをもっとこう勉強していかなければいけないのではないかと、そういった集約的な意見も出されまして、教育長のほうからもですね、これからは十分それらについて対応をしていけるようにしたいという答弁がなされました。

次にですね、移転の問題に移りまして、この点についての質疑が行われました。

引き続き、この太陽光発電についての費用対効果の問題も続けてあったわけなんです、大体以上がその太陽光発電についての質疑の点であります。

移転の問題に入りまして、この点についても大きな問題を残しておるということで、委員からはですね、町長が変わった場合に、今提案がなされてもですね、白紙になる問題もあるので、その点はどうかという質問がありましたけれども、教育長のほうから、重ねて今までの経過についてですね、今回、唐突に出された問題ではなく、年次計画も示しておりですね、今回の紀北中学校の移転をもってですね、本町の耐震化対策はですね、全部終わりということなので、是非、この計画に基づいた移転をですね、耐震化を完了をやり遂げたいという、教育長からの重ねての説明がなされました。全体の計画について説明がありましたが、すでに年次計画の中でですね、示されている問題でもありますので、詳しい内容は省略をしたいと思います。

それから、地元説明の問題に関しまして、いろいろ委員から意見が出されました。PTA関係についてですね、説明がどうなっておるのか、あるいは最初に移転ありきの形ですね、誘導的な説明にはなっていないのかといったことがありましたが、教育長からはですね、この点について直接説明したことはないけれども、父兄の意見は十分聞いてですね、異論があれば校長を通して教育委員会に取り次いでほしいということ、重ねてお願いしておるし、今のところそのような異論は出ていないという、教育長の説明でありました。決して地域の人々の意見を無視してやったということではないという、答弁であります。

それから、いろいろ発言の内容についてですね、確認を求める質疑もありましたけれども、対応は今回の移転の問題について、町長選が行われるということもあってですね、こういった政治状況の場合は、ほとんど骨格予算が示されるのが普通だと思うが、そういう点の配慮はなかったのかという質疑がありまして、これについてはですね、そういう配慮はしなかったという意見でありました。

以上で、教育委員会ですね、学校教育関係の質疑が終わりまして、この点については以上にさせていただきます。

引き続き、同補正予算の「生涯学習課」の関係に入りました。

生涯学習課の関係はですね、教育費委託金の30万円の問題が報告をされました。事業内容としてですね、三重県の委託事業として人権教育推進のためですね、調査研究事業委託金として計上されているということであります。

生涯学習課の関係については、質疑がありませんでした。

以上で、少し長くなりましたけれども、一般会計補正予算の各課の審査、質疑が終了しまして、討論に入りました。討論については、反対討論がなく、賛成討論として、さきほどから問題になっている教育費、太陽光発電についての予算に対してはですね、国庫支出金 3,800万円の補助が付いているし、交付金メニューにも指定されていると思うので、経費に対する効果がないというふうな、環境問題についてはですね、そういう視野からはかれるものではないと思うので、この予算に対して賛成するというものであります。

そして紀北中学校の 550万円に対してですが、20年度も中学校のほうからですね、いろいろ心配する意見、どうやって移転してくれるのかという声も何度も受けているので、そのようなことからですね、1日も早く子どもたちのために移転してあげるべきだと私は考えるので賛成しますという、賛成討論がありました。

採決に入り、採決の結果、賛成多数によって、本議案は、原案のとおり可決すべきものとし

て決定をいたしました。

引き続きまして、特別会計の補正予算のほうに入らせていただきます。

議案第44号の平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の審査に入りました。

説明につきましては、本議会における説明とほとんど同一ですので、省略をさせていただきます。

質疑、討論ともになく、採決に入りまして、本議案については全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

続いて、議案第45号の平成21年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

この議案につきましても、質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

続きまして、議案第46号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

46号につきましても、質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

続いて、請願第1号と第2号、第3号の審査を行いました。

紹介議員として、平野隆久議員の出席を求め、趣旨説明、並びに請願理由の説明をしていただいております。

まず、請願第1号の「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」の請願であります。この点については、特に質疑もなく、討論に入り、反対討論、賛成討論はございませんでした。

引き続き、採決に入り、全員賛成、よって本案は、願意妥当として原案のとおり採択すべきものとして決定をいたしました。

続きまして、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願の審査を行いました。

この点につきましても、平野議員の説明の後、質疑に入り、質疑につきましては、このGDP比の件につきまして、請願文中ですね、28カ国の中で最低レベルのまま3.4%となっているということについて、資料とか説明を求めたいという委員からの質疑がございました。

資料については町会議員並びに学校教育課のほうでもですね、ありませんでしたので、今後、

学校教育課のほうで資料を作成させていただくということになっております。これは後日でもいいということでしたので、そのように措置をとらせていただきました。

以上のほか質疑がありませんでしたので、討論に入り、反対討論、賛成討論ともになく、採決の結果、挙手全員によって、本議案は、願意妥当として採択すべきものとして決定をいたしました。

続いて、請願第3号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関する制度の拡充」を求める請願であります。

これにつきましては、質疑がありませんでしたので、討論に入り、賛成討論がありました。賛成討論としてですね、これは当然の趣旨であると思うと、一般質問でも取り上げさせてもらったが、議員になってからも一貫して言い続けてきたことであり、3月の奨学金の増額問題につきましても、教育委員会のほうから前向きな検討をいただいている、そういう示唆をいただいているということで、安心しておると、いろいろ細かい点があるだろうけれども、この趣旨について是非支持をしたいということで、賛成の討論がありました。

採決の結果、挙手全員によって、本請願につきましても、願意妥当であるということで、採択すべきものとして決定をいたしました。

以上ですね、大変長くなって申し訳ありませんでしたが、本委員会に付託されました9案件についての審査の経過と結果の報告を終わらせていただきます。

#### 川端龍雄議長

次に、産業建設常任委員長 島本昌幸君。

(「休憩動議」の呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

動議の賛成者なし。続行します。

#### 産業建設常任委員長 島本昌幸議員

引き続きまして、産業建設常任委員会から、9月定例会において付託されました議案に対して、審査の経過と結果を報告させていただきます。

9月10日、役場本庁別館大会議室において、委員7名全員出席、理事者側から山本建設課長、中村産業振興課長はじめ、各職員の出席があり、開会されました。

議案書の10ページです。議案第42号 訴えの提起について(所有権移転登記手続請求訴訟)

質疑に入りまして、委員から、これだけの訴訟になるわけだから、費用がかかる。被告が敗訴した場合、訴訟費用に関しては町が勝訴しても町負担になるのか、被告が負けてもペナルテ



ィがなければ訴訟になるケースが増えるのではないかという質疑がありました。

これは山本建設課長から、補正予算では32万 5,000円計上しているが、すでに仮処分等で70万円発生している。そのうち担保金30万円は町が勝訴の場合は返還される。最終的に町の負担は70万円ほどかかる。ただ、訴訟の提起そのものは町であるので、町側が代理人等に要した委託費用については、町の負担。町が訴訟負担を被告側に求めるのは裁判によって必要となった費用について、被告が支払うよう求めているとの回答がありました。

引き続き、委員から、こういう問題が出てきた場合、必ず町の負担が生じるという認識でよいのか。担当課においてはこういうことが生じないように努力するよう努めてもらいたいという質疑があり、課長から、登記名義人が死亡していることが発覚し、調査したところ相続人が9名いた。そのうち8名の方については同意をもらい、持分6分の5はすでに町に登記を移している。6分の1の所有者（被告）の方には何度も会ったが、町が持っている契約書は無効だと主張している。町営住宅を建設して町が50年近く管理運営をしている。非課税扱いにもなっている。民法上での時効取得は20年であり、その事実は確かなものである。今回、インター線の事業用地にもなったということで、訴訟に踏み切ったという回答がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論なく、賛成討論として、委員から、住宅になっていたのだから、親が亡くなってから相続人間の話し合いもなかったことはないと思う。仮に知らなかったとしても町の書類は無効だと、何を根拠に言うのかわからない。以前にも未登記の町道が売られて裁判になったことがあったが、善意の第三者が購入した場合どうなるのか、町が敗訴するかも知れない、問題が起きてからより事前に、もし名義人が生存しておられたら契約を取り交わしたり、死亡しておれば相続人から登記承諾をもらうなりするよう注意してもらいたいという賛成討論があり、以上で討論を終結し、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

引き続きまして、議案第43号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の審査に入りました。

「産業振興課」所管分の質疑に入り、予算書の20ページです。農地費についてサルの報償費は、現在1万 5,000円ですが、農家の方々の中ではサル以外のシカやイノシシについても、報酬をあげていただきたいという意見が多い。また、農業委員会の中でも同じような意見があった。執行部とも相談して早急に担当課内で前向きに検討していただきたいという質疑があり、これに対して中村産業振興課長から、サルの報償費については1頭1万 5,000円ですが、イノシシ、シカについては8月の農業委員会で意見がありましたので、近隣の市町に金額等の問い

合わせをし、理事者にも報告し、新年度に向けて前向きに検討していきたいと思うという回答がありました。

委員から、有害鳥獣対策事業について、フェンスや電気柵の資材購入費について補助をするということだが、補助割合は50%かという質疑があり、課長から、補助金限度額として水稻及び柑橘については10万円、野菜については5万円で、補助割合は50%ですという回答がありました。

予算書の20ページ、委員から、獣害対策事業について農家の方に聞かれたが、広い畑の一部で、今年度補助金をもらい、来年度も残りについて引き続き申請してもよいのかという質疑がありました。課長から、紀北町農産物獣害対策事業補助金の交付要綱第4条に、設置対象地の耕作面積が100㎡以上と記載されており、それ以上であれば分割で申請しても対象となりますという回答がありました。

委員から、林道舗装について、舗装以外に横断溝も十分に整備しなければならないと思うが、どうかという質疑がありました。中村振興課長から、舗装だけでなく、箇所箇所で横断溝を設置することになっている。災害の原因として側溝のつまりもあるかと思うので、箇所によって横断溝を付ける計画となっているという回答がありました。

委員から、山側に側溝を掘っているから、横断溝の設置も当然必要だが、路面排水用にゴムを横断させるものがあるが、それを途中で設置して表面水を分散して流すことを考慮し、表面水が流れる区間を短くしなければならない。また、今回の舗装については、片勾配は無理かと思われる。とにかく雨水を集中させない工法を検討していかないと横断勾配が急な箇所は被災すると思われるがどうかという質疑がありました。課長から、舗装については、工法等施工にあたって検討させていただくという回答がありました。

質疑として、獣害対策について、協議会を立ち上げたと思うが、正式名称と具体的な取り組みはという質疑がありました。課長から、協議会については、3月3日に鳥獣害防止総合対策協議会を立ち上げ、8月24日に鳥獣害防止総合対策支援事業交付決定通知をいただいた。21年度についてソフト事業で定額200万円の事業費です。事業内容は、サルの檻10基、イノシシ・シカ檻6基の購入、サルを捕獲し発信機の取り付け、モデル地区を選定し、サル用防除柵の設置、研修会の開催、尾鷲市と共同開催する広域的な研修会、追い払い対策の構築として、エアガン、パチンコ、花火の購入を予定しているという回答がありました。

委員から美しい森林（もり）づくり基盤整備交付金事業のうち、886万円について森林組合が施業する36年生以上の間伐に対しての50%補助と、高齢林整備間伐促進事業も同じ対象箇所

であり、補助としては50%と35%であり、両方合わせた85%が受益者にわたるとのことかという質疑がありました。

回答として、施業主体が森林組合等となっているので、他の事業主体でも対象となる。補助については事業費 1,772万円に対して美しい森林づくり基盤整備交付金で50%の 886万円、県単事業である高齢林整備間伐促進事業で35%の補助であり、合わせて85%になるという回答がありました。

議員から、申し込み窓口は森林組合と町のどちらになるのか、また、事業開始時期についてはいつになるのか、事前に面積等は把握しているのかという質疑がありました。中村産業振興課長から、事業実施主体は森林組合等です。補助金の受入等の事務については行政がやる。面積等は把握している。事業開始時期については9月の補正予算が可決され、申請書の手続きを経て、交付決定後が開始となるという回答がありました。

次に、「建設課」所管分の審査に入りました。予算書の23ページです。

県単道路改良事業の場所はどこか、県の事業なのかという質疑があり、山本建設課長から、県単道路改良事業費の増として50万円計上している。一般国道 422号道路改良費負担金20万円は、十須地内で災害復旧事業により、十須集会所から此ヶ野地区への中間地点付近に臨時の待避所、延長50mで、幅員 3.5mの現道を約7mに拡幅している。災害復旧事業が終わり次第、借地なので撤去するということがあったが、道路が狭いという地元の要望もあり、県が用地買収をする。その費用として県が 200万円を予定している。10分の1が町負担で20万円を計上しているという回答がありました。

24ページ、レク事業で散策路の補修予算を計上しているが、釣堀業者が遊歩道に車を乗り入れている。夏場にプールや海に来た人が駐車場も利用できない状態だが、利用の仕方にも限度があるのではないかという質疑がありました。課長から、城ノ浜遊歩道については、県に確認したが、建設事務所と業者の間で遊歩道の使用許可の取り決めはない。町からは実態として業者が車を乗り入れている状態なので、管理者として十分注意してほしいと要望した。事務所・トイレは設置許可をしているが、駐車場については不特定多数の方が利用している。特に釣堀専用駐車場ということで利用させているわけではないという回答がありました。

24ページ、県営公園事業費負担金の増は片上のトイレの増減なのかという質疑に対して、山本建設課長から、片上の仮称「郷土の森」にトイレができ上がっている。その事業の予算については今回計上していない。都市公園一体整備事業の負担金 275万円については、城ノ浜の遊歩道落石対策と、片上の萩原台公園既存のトイレが老朽化し、バリアフリー化の設計費負担金、

城ノ浜県営プールの時計設置負担金です。130万円の減については一体整備の負担金として当初予算に含まれており、今回明確に分けたので減としたという回答がありました。

25ページです。住宅管理事業費の増、田山坂団地4戸解体ということだが修理して住める状態ではないのかという質疑がありました。課長から、田山坂団地は現在6戸あり、うち1戸入居している。うち1戸は山本地区の防災倉庫になっている。残り4戸のうち1戸はインター線の移転補償対象になっており、50年近く経過している。残り3戸も入居募集をせずに政策空家として管理している。1戸が移転補償になっているが、この際併せて4戸の解体費を計上しているという回答がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、反対討論なく、賛成討論として、有害鳥獣の対策事業費の増、この問題については、現在のやり方では減らすということにはつながらないのではないかと、各地区で有害鳥獣の駆除期間があるので、その期間内だけでも猟友会の人に常駐してもらい、通報があればすぐ駆除できるようなことができないか等、効果のある対応の仕方を求めるという討論がありました。

ほかに他の委員から、賛成討論として、国道422号の十須の待避所が永久に残るよう用地買収していただいたことには感謝している。山本地区についてもそのようにお願いしたいという、賛成討論がありました。

以上で討論を終結し、採決に入り、全員賛成、よって当委員会に付託されました予算案に関しては、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会からの報告を終わります。

**川端龍雄議長**

以上で、各常任委員長長の報告を終わります。

---

**川端龍雄議長**

ここで暫時休憩して、午後1時から各常任委員長長の報告に対する質疑を行います。

(午前 11時 47分)

---

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 1時 00分)

---

川端龍雄議長

各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第43号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

総務財政委員長にお伺いします。総務財政委員会は9月の11日に再度開会して、9月9日の庁舎改築の件について、総務課長の発言を訂正したという報告がございました。私はですね、9月9日の委員会を傍聴しておったものですから、本庁舎の移転について、合併協定の中で長島高校跡地が暗黙の了解だというふうに聞かされておったんですが、その委員会に出席してですね、そのほかの案も含めて再検討するという意思があるというふうに受け取っておりました。9月の11日にですね、再度委員会が行われるということが私には知らされなかったので、残念ながら傍聴できなかったんですが、その結果はですね、長島高校跡地以外の場所については、検討はしないというふうに訂正されたと理解してよろしいのでしょうか。お伺いします。

それからもう1点お伺いします。税務課所管のですね、16ページの一番下のところなんですが、諸費のところ町税の還付金 267万 5,000円というのがあります。委員長説明の中で、法人町民税の還付だというふうに説明されたんですが、いくつの事業所が対象になったとかですね、そういう具体的な話は出なかったのでしょうか、お聞かせください。

川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

玉津議員のお尋ねにお答え申し上げます。まず1点目のお尋ね、本庁の移転先がですね、9

日の質疑に対する総務課長の答弁で、別な部分も含めて検討するかのように受け止めておったと、そういう受け止め方をされる方もあったわけでもんで、11日に改めてその辺の真意を明確にして、答弁の訂正をしたいということになったわけです。

それで結果的にですね、当日、奥山町長も同席するところで、場で、当局のほうの答えは一貫して本庁舎及び紀北中学校は尾鷲高長島校に移転するべく協議を進めている。つまりそれ以外は一切考えていないという趣旨のお答えでございます。そのような趣旨で検討するというのはですね、庁舎内の配置とか、中学校部分との塀の高さとかそういうものを、今後皆さんと協議する中で検討していきたいという趣旨で答えたのが、玉津議員がお聞きになったように、あれっ、本庁の移転先も検討するののかというふうに受け取った方があることも事実でもんで、その辺のご理解をいただきたいと思います。

それから町税の還付金ですが、予定納税、法人町民税予定納税をされておられる中の3社、3社が金額的にも多くて、通常の歳出還付金と見込みと合わせて不足、既決予算では不足するので267万5,000円の増額が必要であるという説明でございました。以上です。

#### 川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

#### 1番 東篤布議員

委員長、また重複するかも知れませんが、2点ね、大きく2つをお聞きします。1つは危機管理局のですね、いろいろ質疑していただいた中でね、今、当町は建設でやっておると思うんですが、耐震診断の件なんです、県のほうはですね、耐震の予算等は防災危機管理局で出しておるように聞いておりますが、私もつい先日まで知らなかったんですがね、当町はずっと建設でやっておるんですが、予算を出してくれる県が危機管理局でやっておる。当町は危機管理局がありながらそこでやらずに他の課でやっておる。その点の疑問点があったかなかったかだけ、お教え願いたい。

それと2点目は、これがまた重複しますがですね、今回のこの予算のところで2,000万円が基金として計上されておるわけですが、基金として。じゃ何の基金かというところ、庁舎の建設資金というふうに理解しております。じゃ庁舎の建設資金、じゃ庁舎とは何ぞやと言いましょか、どこに建つんだということになったら、町長のこの前のお答えでは旧長島高校ですね、その一校舎の改築費であると、こういうふうに僕は理解しておったんですが、総務課長の答弁がどうもブレておったと、いわゆる今回2,000万円、前からの基金で5,000万円、トータル7,000

万円あるわけですね。

で、傍聴しておった議員さんも、なおかつ委員会の皆さんもですね、勘違いされるような答弁されたのはなぜかと、こう不思議でならんわけですけれども、もう一度この確認しておきます。前者議員がお尋ねになったのは、本庁はここであると明確にされたということですが、私が尋ねたいのはこの 7,000万円の基金を使ってされる事業ですね、明確にですね、私は理解しておったのは改築費、改修費というのでしょうか、そういうふうを受け止めておったんですが、それでよろしいのでしょうか。旧長島高校の1つの校舎を庁舎に充てるためにですね、そのための 2,000万円の追加計上だと判断しておったんですが。どうもその委員会でそのような簡単なことがね、再度11日に開かれねばならないほどですね、執行部の予算計上がブレておったのであればね、いや別に 2,000万円あげんでもいいように思うわけです。だからその点を再度お尋ねします。

**川端龍雄議長**

北村委員長。

**総務財政常任委員長 北村博司議員**

東篤布議員の質疑にお答えいたします。最初の耐震診断の関係予算、所管は、本町は建設課が所管してて危機管理課ではないと、県のほうはそちらの防災危機管理局というのですか、ちょっと正確に私知りませんが、そちらが所管しているのに、せっかく危機管理課があるのに、なぜそちらがやらないんだと、ズレているのじゃないかと、補助金の受け手と出し手がね。お尋ねの趣旨ごもっともだと思いますが、この件については委員会の中で審査はございませんでした。質疑がございませんでした。

それと、2つ目の今回の 2,000万円の積立金ですが、これはですね、実はなぜその元々の基金の性格、それから資料も担当課から出していただいたのは、実はちょっと誤解をされる方もありまして、その本来 6,000万円あったわけですが、もうすでに 1,000万円近く使ってしまったおるんですが、その現状 5,000万円ちょっとあるのは合併後、紀北町として積み立てたものではないかという誤解をされている向きもあるやに感じました。それであえて過去の経緯を含めて資料を出していただいたんです。これはご承知と思いますが、財政課長、総務課長も答弁しておりますけれども、旧紀伊長島町時代に消防署の移転の議論がありました。ご承知かどうかわかりませんが、それと庁舎が大変手狭であるという、特に議会のほうの事務局とか議長室、控室が全部手狭で、会議室もないということがあって、これは理事者のほうから当時、この際、消防署の移転という話とあわせて、そういう議論があったわけです。そのと

きに積み立てられた。元来の性格はそうですけれども、今回 2,000万円は積み上げられたのは、本会議でも説明されているとおり、もちろん委員会の中でも説明ありましたけれども、一般財源、本庁移転に受けたのは一般財源の 1,700万某と、それからあと用地の取得分の庁舎部分の分を合わせて 2,000万円という、これは明確にされております。

ブレたというご指摘の部分は、その質問の趣旨が前段と、委員の質問はですよ。前段のほうで塀の高さもどの程度高くするんだとか、あそこの敷地内の配置とか等についてのお尋ねがあって、最後にお願いですと言ってお尻に付け加わったのが、さきほども報告しましたように、新庁舎は今の紀伊長島総合支所の前の体育館を取り壊して、そこへ建てたらどうだというご提案だったんです。だから、ご質疑が2つあったんですわ、中身はね。前段のほうが長くて、最後のお願いですという部分、もう庁舎はほかの場所、例えば、例えばという言葉は使ってなかったかと思いますが、体育館を取り壊してそこへ持っていったらどうだと、そのほうが海山区から便利だというご提案です、これは。質問というよりもご提案なさって、それを一緒にくたに答弁したもんですから、その検討するという部分は両方にかかってしまうんじゃないかという、誤解を招いたということです。

11日の再常任委員会では、要するに検討しますという話は、今後皆さんと協議、全協で協議していく中で検討しますと言ったのは、その庁舎の配置とか塀の高さとか、そういったもので皆さんのご意見を承ってという部分は、それを指していたんですが、そのくっついていた部分、庁舎の移転先そっちに変えたらどうやという部分も、再検討するという、検討するというふうには、現実に傍聴者でも受け取った。委員の中でもそう受け取った方があって、このようなことに発展したわけです。だから 2,000万円の性格はブレておりません。あくまでも一般財源の持ち出し分ですね、庁舎移転費用の 1,700万円と用地費の関係分で、過去の経緯が実はそのお金はどこの金やという部分の誤解があったもんですから、旧紀伊長島町が積み立てたお金ですと、合併後の話ではございませんという、持ち込んできたもんですという、本当の答弁を求めたわけです。よろしいですか、わかりにくいですか。

川端龍雄議長

東篤布議員。

1 番 東篤布議員

委員長ありがとうございました。大変よくわかったと言いたいんですが、頭が悪いもんですから、私も今回計上された 2,000万円につきましては、本来はですね、中津畑議員がいつもおっしゃいますように、そんな基金にするのやったら実施設計で出してきたらどうやと、私もそ



こちらの考えであったんですが、23年度という目標、町長の目標を立てられて、ですからこの2,000万円はそのために使うんだと、こうおっしゃる。それはよく理解しておる。

されど、その前からある5,000万円、5,000万円もあるんだから、それで十分でなかろうかと、なおかつ2,000万円、いわゆる計、今6,000万円ですか、約7,000万円あるわけですけれども、それらをすべてですね、私では本庁舎の予算に、いわゆる改修に使うんでなかろうかと、こう受け取っておったわけですけれども、いいですが、5,000万円あるんだから2,000万円わざわざ積まなくてもいいであろうと、こう考えておる。ところがもっと大きな気持ちで考えると、5,000万円じゃ難しかろう、だから2,000万円積み立てていくんだと、車を買うときのローンみたいなものですわね、頭金にするための。

そういうふうには受け止めておるんですが、今、委員長の報告を聞いておりますと、すでに紀伊長島町時代から持ち越したお金は消防であったとか、何とかであった、当初は。でも今現在はどうなのかということが明確にされないやに思われるんですが、そのとこ委員長どうなんでしょうか。今、残っておる6,000万某でしたか、約7,000万円近い数字がですね、使ったのは補強等に使ったんでしょう、庁舎の。だから目減りしておるのはわかるんですが、今回の2,000万円も足すとトータル6,000万円でしたか、それらを含めてすべてがですね、新庁舎の補修のために使われるのではなかったんですか。おっしゃるとおり、全部。議員の皆さんも理解しておるのかなと思います。

例えばね、この予算は本庁舎、なおかつ長島高校跡地に使うと町長がおっしゃったのに、委員会の中で違う場所、いわゆる現長島支所の体育館という話が持ち上がってきたということですね、議会の中もブレておる、理解してない。だからそういう、町長のお考えがしっかりと総務課長も理解されておって明確に答えたらね、議会のほうも迷わんと思うんですよ。ですから今ある基金すべてが庁舎の改修に充てられる。それもなおかつ長島高校の一校舎の改修と、こう理解しての2,000万円で、今回の2,000万円、トータルで6,000万円よろしいんでしょうか。わけもわからんと、皆議決したったらあかんわな。この2,000万円何に使うのかも知らんと手挙げては駄目だと思うんですよ。

なぜなら委員会の中でですね、これは長島高校跡地の一校舎を庁舎にするんだと決定してます。そしてそのための積立金、基金だとおっしゃっておるのに、委員の中からそれはさて置いておいて、ここの体育館崩してということはどうでしょうかと出てくるということはね、この2,000万円の意味をわかっておられん議員さんがおってですね、なおかつこの予算に手を挙げるといことは目茶苦茶やわね、これ。そうでしょう。本来何に使うか、何に使う予算かを理

解したうえで、お手を挙げていただかないとですね、そう思うわけです。

だから、今回の2,000万円ももちろんですけども、今までの積み立てておった5,000万円もトータルして長島高校跡地の庁舎の改修、用地取得にすべて充てられる予算ですね。もう一度明確に答えてあげてください。勘違いされておる議員さんがおってですね、それなら私はこの予算に否決やという人もおるかも知れん。でしょう。理解したうえでこの予算に手を挙げていただきたい。でなければ、あとからまた意味不明なブレた質問やとかですね、答弁が起こるかも知れません。そういう懸念いたしますので、この2,000万円についてのお答えを、明確にお答え願いたい。

#### 川端龍雄議長

北村委員長、質疑者と答弁者のこの正確にちょっと答えて、この検討ということはなさっていないから、正確に。

#### 総務財政常任委員長 北村博司議員

それではですね、私は皆さんにご理解していただきたいもんですから、原文をそのまま読むということとはしなかったんですが、それじゃ正確を期するために申し上げます。

委員の一人がですね、最初に、「今回の改築に対して全員協議会で何度か開いた中で、全員協議会も何度か開いた中で、議員が言った意見が全く聞き入れられてないように思う」というのがひとつ前置きとしてございました。それでその委員は、「紀北中学校の移転についても長島高校の跡に庁舎と紀北中学校が入ると聞いているけれども、一旦長島高校取り壊して更地にしてから将来的な計画を検討しなかったのですか」とおっしゃった。「それで取り壊し費用の試算をしているんだったら公表してくれ」というやりとりが結構あったんです。あったんです。

で、その委員さんの基本的なこの質疑の中でとらえられるお考えは、「この前の全員協議会のおきに言わせてもらったのですが、相賀小学校が移転する際にもいろんな問題があったのですが、そのことも踏まえて紀北中は新しく建て替えるべきだと思ってます」というご意見を述べられたんです。だから更地にしてそこへ紀北中を新しく建てるべきだというご意見、ただ、紀北中の移転問題は総務財政委員会のさきほど申し上げましたように所管外ですので、私のほうでお願いして紀北中の問題については、それ以上もう触れないでくださいとお願いしたんです。

それで、その委員さんは、次いで「やはり生徒の命を第一に考えるのであれば、紀北中学校を長島高校の跡に建ててですよ、自分が思うには長島消防、紀伊長島消防署のことだと思いま

すが、長島消防を長島高校の跡に持ってくる。そして庁舎は今の庁舎のあるところに体育館を取り潰すなどして持ってくる。すると将来的にわたって庁舎のことについて、海山からも利便性が良い位置ということになる。昨日の町長の話では全く考えていないということでしたが、総務課長はそのあたりについてはどう考えていますか」ということでしたものですから、今の庁舎のあるところに体育館を取り潰すというご発言でしたけれども、私、委員長から確認させていただきました。体育館というのは長島高校の体育館ですか。それとも紀伊長島総合支所前の紀伊長島体育館どちらですかという、私から確認させていただきました。ちょっと不正確な表現でしたので、そして紀伊長島体育館ということでございます。それでよろしいですねって、ですから今までなかった話だとおっしゃいますが、これは議員はどういう意見も持とうと、これは言論の自由ということでございますので、本来の趣旨は、真意のほどはわかりませんが、今読み上げたような発言でございました。

で、そういったやりとりがあって、このあと「この前の管内視察で長島高校を見せてもらったのですが、前のほうは紀北中学校が入って右側のほうへ庁舎が入る。そのときに総務課長が紀北中学校と庁舎との間に塀をつくると言いましたが、その塀の高さはどのぐらいですか」というお尋ねに対して、総務課長は「区切りをつけて塀を付ける。自由に出入りできるということとは管理上の問題も出てきます。そういう意味で塀を付けると申し上げたと思いますが、それは前の全協のときの話ですね。管理上の問題も出てくるという意味で、塀を付けると申し上げたと思いますが、高さ等についてはまだ決まっていない」と、で、委員のほうから「塀の高さなのですが、人が出入りできないぐらいの塀になるのか、それとももっと高くして生徒が勉強している姿やとか、職員が仕事をしているところが見えないようにするのか、そういうことを想定した場合はものすごくふさわしくないと思いますが、どう考えますか」と、つまり中学校と庁舎の併設はふさわしくないという意味での発言だと思います。ただ、ご本人発言は、「ものすごくふさわしくないと思いますが、総務課長はその辺についてどう考えますか」というご発言です。

で、それに対する総務課長の答弁は、「これらの話はこれからの議論で、ご意見を伺いながら進めてまいりたいと思っておりますが、」つまり塀の高さなんかですね。「基本的に塀ということになりますと、あまり低いものでは庁舎の業務、あるいは子どもたちにとりましても学校活動の中で支障をきたしてはならないと思いますので、ある程度かなり高いものになると考えています」と、こうおっしゃった。

さらに委員は、私自身の全協の発言を引き合いに出しまして、「委員長も全員協議会のとき

に言われたのですが、プールを学校舎の横に新しくつくった場合、庁舎の職員や一般市民からもよく見えるといった状況もありますね。これからのことになるとと思いますが、こういうことも踏まえて、庁舎の位置は長島高校跡地というだけでなく、もっと紀北町、特に長島区の将来的なことを考えて話を進めていただきたいと思いますし、執行部側も考えていただきたいと思います。その点だけ最後お願いします」とこうおっしゃった。

それで総務課長は、「ただいまの委員のご意見というのは、私たちも十分今日お伺いいたしましたので、今後の計画に活かしていきたいと考えています」、ですから、ここで受け止め方が二通り現実に出てきたわけです。総務課長は今後の計画に活かしていきたいと言ったのは、あとの翌々日の説明では、要するにプールとかの位置とか堀の高さとかを指していたんで、と言ったんですが、委員のほうは、もう庁舎の位置を思い切って変えたらどうだという、委員個人の発想ですよ。ご提案が出て、それも含めて検討するという、今後の計画に活かしていきたいと考えていますという意味に、当然とる方も出てきたわけです。それでそこを明確にするために、真意を述べさせてほしいと、それで発言の訂正をさせていただきたいという、これ私がそれほど実はそこんところは、私の不手際もあります。平野隆久さん、ごめんなさい名前言ってしまったんですが、ほかの委員さんが、ちょっとそれ抜いておいてください。別な委員さんが長島高校跡地だけでなく、ほかにも考えるべきだという発言があったときに、総務課長は何と答えましたかという、やっぱりあれっ何を指して言うておるのやろというふうに、委員のほうで現実を受け取ったんですわ。そこで総務課長は、「今日のご意見はご意見として伺ってまいりたいと答えました」というふうに答えた。

で、私はそれ以上念を押さなかったんです。委員長として、そういう不確かな発言は気をつけてくださいなり何なり、それでももう少し明確に発言を、前の発言を訂正してくださいとか、委員長の職権で申し上げればよかったんですが、私は実は受け止め方が、ほかの方と違うんかどうかわかりませんが、違う受け止め方をしましたもんで、今後十分計画の中で考えていきたいみたいな部分は、今後の計画に活かしていきたいという部分は、プールとか堀の高さの問題だろうというふうに私は受け止めたんで、確認はしなかったです。ですから、委員長が不手際やと言われればおっしゃるとおりで、11日の再度の委員会ではお詫びを申し上げました。どっちだったんやと、何と言うたんやと言われたときに、私は念を押せばよかったと反省いたしております。

それと、その2,000万円の件について、もう5,000万円あるんだからいいじゃないかと、それで十分ではないかという趣旨のお尋ねだったと思いますが、これはおそらく理事者奥山町長

の意思表示だろうと思います。4年間任期は終わろうとしているときに、最後にやっぱり基金を積みますということ、これは本会議でそういう趣旨で提案説明されてなかったですかね。ですから、2,000万円は明確に本庁移転のための必要経費の積み立て分と、5,000万円もそういう基金はそういう性格だろうと、こういうふうに理解しております。よろしいでしょうか。ちょっと長くなりましたけども、ちょっと話がややこしいもんですから、明確を、正確を期するために読み上げさせていただきました。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務財政委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

続きまして、教育民生常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

教民のですね、26ページやったかな。歳出。ごめんなさい。40号でしたね。

川端龍雄議長

はい。議案40号に対して質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第41号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第43号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、教育民生常任

委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

6番 北村博司君。

#### 6番 北村博司議員

教育民生常任委員長にお尋ねします。さきほどの委員長報告の中で、選挙をすぐあとに控えておるこの時期に、骨格予算にすべきではないかという議論があったというふうに、報告されましたけども、私は知識、経験ともにつたないわけですけれども、補正予算の骨格予算って私聞いたことないんですが、そういう例は挙げられて議論されたんでしょうか。通常骨格予算を組まれるのは、3月の当初予算の前後に選挙を控えている場合は骨格予算が編成されます。4、5、6とかの暫定という場合もありますけれども、当初予算の時期に選挙があるケースは、今年も1つありました。隣町がありました。大紀町の選挙がそうでしたけども、その前は骨格でした。

私、そういう例を知らないんですが、補正予算が骨格というケースはあるんでしょうか。それだったらもう補正予算を組まないのが普通だろうと思いますが、いかがでしょう。義務経費が人件費とかそういう義務的な経費は骨格で組んでいくというのは、当初予算のケースはありますけれども、ちょっと私の聞き違いでしょうかね、委員長の報告は。ちょっとご説明、お教えいただきたいと思いますが。

#### 川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

#### 教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

ただいまの質問にですね、お答えします。聞き違いではありません。確かに質疑の中でですね、今の時期を控えてましてこういったときにはですね、骨格予算にとどまるというのですか、そういうふうにされると思うんだが、その点についての配慮がなかったのかという質問はありました。ただ、今質問されたようにですね、いわゆるどういった場合に骨格予算というふうになるかという点にまでですね、行き渡っての質疑ではありませんでした。一般的にというんですか、このような時期にはですね、骨格予算という形をとるのが当たり前だと思うが、そういった面の配慮がなかったのかという質疑でした。

#### 川端龍雄議長

北村博司君。

#### 6番 北村博司議員

いや、ちょっとそれは会議録が誤っているのではないですか、私は発言者と思われる方に確認しましたが、そういう趣旨では言ってないと言っていましたかね。当初予算の場合は4月、5月、大体3ヵ月間の予算編成しますけれども、それで本予算に吸収していくという形をとるわけですが、その会議録が違ってませんか、そういう趣旨ではなかったと、多分そのご発言なさった方に休憩時間中に確認しましたが、違う形で報告されていると言っていました。私は多聞にしてそんな補正予算を骨格で組むというのは例は聞いたことがないですよ。ちょっとそれは議事録は誤っているのじゃないですか。ちょっと大事なことです、議事録が誤ったまま、そのまま正式文書として残ると困りますので、ちょっと作成者等に確認していただけないか、その会議録の作成者に。議長、ちょっとお願いしてください。ちょっと発言者の趣旨が違うという話を休憩時間に聞いたもんですから。

**川端龍雄議長**

岩見委員長。

**教育民生常任委員長 岩見雅夫議員**

趣旨が違うということではありませんし、もちろん議事録がですね、間違っておるということでもないと思います。ちょっと答弁がですね、省略した形で申し上げましたが、正確に議事録に基づいてですね、ご紹介しますと、委員の質疑はですね、予算の出し方であるが、普通6月、7月に選挙があると当初予算は骨格予算となりますと、この点についてはそのように質疑しました。ちょっと私の答弁がですね、少し省略し過ぎまして、正確に述べてなかったのが誤解を与えて申し訳ありません。予算の出し方については普通6月、7月に選挙があると、当初予算は骨格予算となるというのが、冒頭に発言者から言われております。そういうことです。

**6番 北村博司議員**

今回出すということではないんですね、はいわかりました。

**教育民生常任委員長 岩見雅夫議員**

はい。あとその1ヵ月後に選挙がある場合はということで、続いているんですけども、冒頭にそのように言われました。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

**1番 東篤布議員**

19ページですか、衛生費で項で2項かな、清掃費ですが3目塵芥処理費でこの4,000万円が

あがってますが、この説明でですね、僕の聞き違いかも知れませんが、修繕費の説明が随分されたんですが、これ修繕費も入っておるんでしょうか。管理運営事業費の中に入っておるのかな修繕費も、委員長。こんだけたくさん修繕費がかかる。事前に当初で見込めなかったのかという質疑が出たところおっしゃってましたが、これはもう一度ですね、申し訳ない、この4,000万円の内訳ちょっと言っていたら、今の私の質問に答えていただけませんか。

委員長の報告ではですね、修繕費がたくさんかかると、それは当初予算に多額の金額なんやから補正で出さずとも見込めなかったのかという質問が出たように思いますのでですね、この4,000万円の内訳と、やはりこの中に修繕費が入っておったのかどうか、それでよろしいんでしょうか。

川端龍雄議長

岩見委員長。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

ただいまの質問ですけれども、清掃費のですね内容についてももう一度申し上げておきますと、提案の内容はですね、補正前の額3億3,038万円、これに対してですね、4,000万円の補正が出されたわけですが、この4,000万円は需用費、すべて修繕費であります。それで内訳として海山リサイクルセンターと紀伊長島リサイクルセンターの両者のですね、修繕工事の費用であります。

川端龍雄議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

ああそうか、これ全部修繕費なんや。俺また事業費で、運賃でも上がったんかいな、処理費でも上がったんかいなと思って、修繕費で4,000万円ちょっと大きいな。これプラント関係のうちらもプラントやっておるでようわかるけれども、部品が高いもんでこう嵩んでくる。そういうことかと思いますが、ちょっと多めに見ておいたほうがええやもしれんな、この修繕費等は。年間で例えばどんな民間企業でもそうだと思いますが、当然、固定費とみていくのは人件費であったり、燃料費と修繕費もみていくんです、ある程度。それがですね、この3億某かの中の4,000万円ということは何ですか、もうかなり大きな額かと思いますが。

それらをですね、例えば委員長の報告の中に民間に任さずにね、管理を民に任さずに自分たちの中でそういうグループをつくったらどうかと、こう言っておられました、その逆のですね、この維持管理そのものをすべて民間委託したらどうかというような話は出なかったんでし



ようか。

川端龍雄議長

岩見委員長。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

修繕費の問題についてはですね、いろんな意見が提言がですね出されました。さきほどの委員長報告でも申し上げましたけれども、技術者集団を抱えてですね、それによってやっていくという体制をとってはどうかという問題、それからそれに対してですね、課長のほうからは現在の状況の中で自分たち職員でですね、自主的に修理できる分については極力やって、専門業者をお願いしなければならない点については、しているのが現状であるというふうなことも言われました。

それで委員の提言に対してですね、そういった貴重な意見が出されたということについては、理事者のほうに対してもですね、そのことを申告をしていきたいというふうな課長答弁もありましたので、いくつかの意見が出される中でですね、自主的に技術者集団を抱えてという提案がありましたが、そういった中身でですね、やっていける体制をとったほうが安上がりではないかという意見も出ましたし、できるだけですね自主修理、そういったところでですね、力を入れてやっていく、そういう意見も出されました。議員が今、質疑されましたようにですね、そういった意見はいくつかの角度から複数の委員からですね提言がございました。

川端龍雄議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

ありがとうございました。やはり機械が壊れたらこれはプロに任さないかんですね。お医者さんと一緒に、ただ、その委員さんがおっしゃったのは、いつ、どのような補修が必要か、修繕が必要か、それを見守っていく管理者のプロ集団が必要でなかろうかと、こうおっしゃったと思うんですが、例えばうちの今現体制の中では、職員の方ですと2年ないし3年で部署が変わっていくわけですね。その中で、本当のプロと言われるような管理者が僕は育つような体質ではないと思います。

だから今後はですね、民の方に業者の中に入れていただいて、これは職員じゃなくてもですよ、そういうことを言うておられるのじゃなかろうかなとこう思います。でなければ、3億円、5億円もかかってくるような予算を、修繕費をですね、事前に察知して予算を計上していくんだというのはね、ほぼ不可能だと思います。だから行き当たりばったりのことが起ってから予

算計上と、こうならないとも限らない。だからこのような多額の金額が9月の補正で出てくるんでなかろうかと、こう思います。そのような民の話がなかったということで了解しました。

もう1点、最後になりますが、小学校費と中学校費につきまして、まとめてお尋ねします。太陽光発電の予算が計上されておりますが、今現在、教育長がおっしゃっておるのは相賀小学校と西小学校であると、太陽光発電につきましてはですね。ただ、その中で委員長の答弁の中で、報告の中でですね、まずこの2校をやって、そして様子を見てからまた今後ですね、この事業を他の学校にも展開していこうと考えているんだと、こういうふうに聞いたんですが、それで間違いないでしょうかという点とですね。

もう1点は、中学校費の問題で、いわゆる紀北中学校の移転事業費の増、いわゆる550万円あがってきておりますが、これはいいんですがね、この中で当町は木材の町でありましてですね、当然、今現在は紀北中学校が長島高校跡地に移転ということで、この予算が計上されてきておるわけですけども、その議論の中でですね、私は例えばですよ、新たに木造でも建てたほうがね、委員長の報告でもあったと思います。コンクリートであれば45年ないし47年しか持たない。現在の長島高校は30年でしたか、経っておる。とするとあと15年しかもたないんですね。だからそのような委員から声が上がっておった。であるならば、100年も、手当次第では200年でももつ木造で新たな中学校をですね、建てたらどうかというような意見は出なかったのかと思ひまして、これは2点目お尋ねします。

太陽光発電の話が1つと、紀北中学校の建て替えですね。長島高校跡地は良いけれども、移ったのはあと15年しかもたないコンクリートに行くのか、木造で新たにですね、この地域の特産である桧で建てたほうが、100年も200年も持つ、そういった意見が出なかったでしょうか。木材で生計立てておる人がたくさんおる地域ですのでね、何もそんな30年、40年しかもたんコンクリートに執着する町じゃないと思いますので、お尋ねします。

**川端龍雄議長**

岩見委員長。

**教育民生常任委員長 岩見雅夫議員**

お答えします。最初の太陽光の質疑はですね、今、東篤布議員が質疑されましたようにですね、今回の事業については相賀小学校と西小学校の2校をですね、いわゆるこのスクールニューディール構想のモデルケースとして実施をしたいと、そしてそれが良ければ、その状況を見てですね、今後も拡大というんか広げていきたいという、そのとおりであります。その点につきましては。

それから移転費の管理費の問題なんですが、今回の紀北中学校施設復旧事業費の増ですね、学校管理費で出されている点につきましてはですね、移転の予算が提起されたことにつきまして、その点についてのですね、質疑がありましたけれども、その改築した場合の内容、あるいは木材事業が営われている当地方としての、こういったものに活用についてのですね、改築面での活用、そこまではですね、論議はありませんでした。以上であります。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第44号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第45号 平成21年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第46号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第1号 「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算の拡充」を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で質疑を終わります。

次に、請願第2号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で質疑を終わります。

次に、請願第3号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

続きまして、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第42号 訴えの提起について(所有権移転登記手続訴訟)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第43号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終了します。

川端龍雄議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

---

### 日程第3

川端龍雄議長

日程第3 議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

来月10月1日から、出産育児一時金を35万円から39万円に拡大するものです。安心して子どもを産み育てたい。お金の心配をせずに新しい命の誕生をと、多くのお母さんたちの願いを毎年、新婦人の団体をはじめ、たくさんの女性の団体の皆さんが署名を国に届け、粘り強く要求し交渉してきたことが、国を動かし実現いたしました。23年3月までの経過措置ですが、利用が多く出生率が上がるなら続けたいと前の政府も前向きでした。

16日には新しい歴史も動きだしました。希望が持てます。また今回の改正は金額の拡大だけでなく、長年のお母さんたちの夢だった窓口で無料が実現したことは大きな前進です。子どもの医療費、窓口で無料にとつなげる大きな一歩で評価いたします。少子高齢化対策に一筋の光がさした。持続できるよう国にも要望していきたいと町長も前向きです。その光を多くの人に知らせるべきで、妊産婦健診14回無料とともに、広報だけでなくZTVはもちろん、親子サークルや赤ちゃん相談、また幼稚園保育士など縦割りの枠を越えて知恵を出し合い、若い人たち

が安心して子育てができるよう応援することを求め、私の賛成討論といたします。

川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第3 議案第40号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

---

#### 日程第4

川端龍雄議長

次に、日程第4 議案第41号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第4 議案第41号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

---

## 日程第5

川端龍雄議長

次に、日程第5 議案第42号 訴えの提起について（所有権移転登記手続訴訟）を議題といたします。

まず、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第5 議案第42号 訴えの提起について（所有権移転登記手続訴訟）については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

---

## 日程第 6

### 川端龍雄議長

次に、日程第 6 議案第43号 平成21年度紀北町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番 入江康仁君。

### 11番 入江康仁議員

平成21年度紀北町一般会計補正予算（第 2 号）についての反対討論を行います。今回の補正予算については、新庁舎の移転に関しての庁舎等改築及び改修基金積立金として 2,000万円上げられているが、これは新庁舎移転の期限 5 年以内ということ、平成22年から平成23年に 1 年延ばすということ、これを名言したうえでの予算計上しているものです。私から言わせれば、何を今更という気持ちでございます。

この新庁舎の移転問題は 4 年前の合併時の最重要課題として、また合併時の最重要条件として法律で認められた合併協議会で決議された案件である。そしてそのときの合併協議会の副会長でもあった奥山町長は、この問題は合併における最重要課題であり、最重要条件であったことは十分に認識していたはずである。それを町長の任期は 4 年とわかっていながら 4 年のうちに何もしなかった。そして町長の任期が近く満了する時期に、このように駆け込み的な予算の上程をしてくる。そして合併協議会での決議である合併をしてから 5 年以内に、新庁舎を移転する旨の重要決議を平気で 1 年延ばして、平成22年の期限を平成23年に延ばすという、このことは10月20日告示の紀北町長になれるか、なれないかわからないことに対して、議会や町民に対しての無責任な説明であると思います。

このような説明は町長選で、町長になってからの言うことです。町長の任期は 4 年であり、その 4 年のうちにできなかったあなたの責任を問う問題です。これはあなたは紀北町の初



代町長として、紀北町の町民に対して約束事は守らないと言っているに等しい問題であると思います。

そして、法律で認められたこの合併協議会の権限、また合併協議会の委員の方々の意見はどのように考えているのですか。まず5年以内の移転が実行できないと、紀北町の初代町長として判断をしたのならば、まず当時の合併協議会のメンバーの方々を集めて経過説明をして、合併協議会での決議を守れなかったことを謝罪し、合併協議会の権限というものを守り、また合併協議会の方々の意見を守るのが、約束を実行できなかった紀北町の初代町長としての努めではないかと考える。

そして、そのような順序を踏んで議会に報告し、そして一番大事な紀北町の町民の皆様に対して説明をし、また謝罪するのが筋である。それが最重要課題の約束事を守れなかったことに関しての紀北町の初代町長としての責務であると考えます。そして十分に紀北町の町民の皆様と合併協議会の方々の賛同を得たうえの予算計上であればいいが、合併協議会の決議、そして紀北町の町民の皆様に対して約束事を守らないことに対する予算、また町民に対して重要な案件を1年先送りを明言した予算、庁舎等改築改修基金積立金 2,000万円に対しては、町民の代表としての議員の立場として到底認められる予算ではないので、反対いたします。

また、当然、新庁舎の移転については大きな予算が要することは、紀北町の初代町長となったときに認識しているはずです。そして紀北町の初代町長選に出馬を決意したときも、当然わかっていて出馬したと思います。それならば当然、紀北町初代町長として当選したその当初の予算編成に、最優先事業としての積立金を積み立てるのが、紀北町初代町長としての責務ではなかったかと考える。このようなやり方は議会に対して、紀北町の町民に対しての約束事の不履行であることはわかっている予算を、議会に押し付けているような予算の計上でもある。そして町民に対しては議会で議決をもらっている予算でという言い訳をするような予算計上でもあることが明白な予算に対して、議員として賛成できるわけではない。

そして、私はこの合併協議会で決議された新庁舎移転の課題は、紀北町の初代町長としての公約よりも、紀北町の初代町長として最も最優先に厳守しなければならない問題であり、課題であると思うのであります。当然、この問題の重要性をわかっていながら、町長は4年前の紀北町の初代町長を決める町長選に出馬したのだと思うが、あなたは町長という職務と職責の認識がないように思うのでございます。

最後に、議員の皆さんにお願いをしたいのは、この予算を認めるということは、この合併協議会には町議会議員の方々も委員として参加していると思います。つまり議会として町民の代

表の議員として、自らの職責と職務を否定するものであります。また合併協議会の権限と、合併協議会委員の威厳を否定するものでございます。そこのところをよく考えていただきたいと思えます。

次に、教育費の紀北中学校移転事業費の増、事業委託料 550万円についてであります。これこそが今回の平成21年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の一番の闇の部分です。この予算は新庁舎移転の用地問題に関連してくる大きな問題であります。つまり新庁舎の用地としての予算としてあげなければならない予算を、耐震という紀北中の移転にかこつけて、また紀北中の生徒を利用した悪質な予算の計上であると考えます。私は以前の議会だよりで、三重県立長島高校の跡地利用については、紀北中の改築に伴う仮校舎として利用するのが一番好ましいという意見を報告いたしました。そして紀北中の改築については、生徒数が減っている中で、赤羽中学校の統合も考え、生徒のことを最優先に考え、生徒が一番学びやすい環境づくりの、また生徒数にあわせたコンパクトな新しい新校舎をつくるのが望ましいという報告をいたしました。本来、この予算は新庁舎の移転に関してあげなければならない予算であります。

そして、今回の予算計上に伴う紀北中PTAの会議においては、移転ありきだけの説明をしただけと聞いております。つまり新庁舎の移転に関しては、前記で述べたように新庁舎の用地としての予算計上であれば何も問題がないのです。つまり長島高校の跡地の用地さえ、三重県から取得しておけば何も問題がないのです。つまり紀北中の移転に関しては、また改築にしても、また改築に伴う仮校舎としても問題がないのです。それを突然の紀北中の生徒の命という言葉を用いて、議会や議員を惑わすようなこのような予算計上をやってくる町長には憤りを感じるものです。本当に紀北中の生徒の命が大事であり、命というものが本当に尊いものであるというならば、あなたは紀北町の初代町長となったときに、すぐにでも紀北中の改築をやるべきだったと思う。そして生徒の命を本当に思っているのなら、紀北中の校舎よりも危機感がある東小学校の校舎のことも考えるべきであるということを申し上げておきます。

この東小学校は紀北中と同様、改築を前提に考えられていた案件です。それを補強で済ますという、私は補強の計画のものを改築というならばわかるが、改築のものを補強というのはどういう説明ですかと、いつも改築に等しいものの補強をやるのは、改築以上の予算が必要であるという答弁をやってきたのではないですか。それを町長自身の町民に対しての新庁舎移転の不履行による用地取得の関連した教育費の紀北中学校移転事業費の増、事業委託料 550万円の予算計上には憤りを感じるものであり、当然、認められるものではありません。また議会を、また議員に対してもこのような筋の通らないような予算計上はやめていただきたい。

そして最後に、私は紀北町の町民の皆様に、選挙で選ばれた議員として、町民の皆様に説明ができないような予算に対しては賛成できない。最後に、私は町議会議員としての討論はこれが最後であります。来月の10月25日には、新しい紀北町の町長が決まります。私は候補者予定者の誰がなっても、このような議会、議員泣かせのような予算計上はするべきではないということをし、今回提出の平成21年度紀北町一般会計補正予算（第2号）に対しての反対討論といたします。

#### 川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番 東篤布君。

#### 1番 東篤布議員

1番 東篤布、前者議員さんのね、反対討論素晴らしかった。おっしゃる気持ちはよくわかります。私も本当にすべてじゃないですけど、部分的には納得できない予算多々ございます。しかしなれど、私はまだ新しい紀北町の議員にならせていただいて3年ですね。奥山町政で4年間、その中で否決された予算であったりですね、凍結された予算、一度もなかったように思います。それは執行部の予算付けが上手であったのか、議会の皆さんの理解がですね、あったからなのか知りませんが、私も条件を付けてね、賛成討論にさせていただきたいと思います。

例えば、今回この補正予算でどうしても残念であったのは、何年間も要望してきたけれども、今か今かと待っておりました予算が、この9月補正で奥山町政最後に付いてくるのではなからうかと思っておった予算がいくつかございましたが、付いてこなかった。それは16年の災害のときからですね、最も被害を受けて、なおかつ一番大事な避難道路がない地域ですね、皆さんの要望をあげてきておったんですが、私はこれは数千万円もかかるような事業でないんですね、是非、今回の補正であげていただきたかった。出てこなかった。ですからこれを次期どなたがなるやも知れませんが、町長に期待してですね、強く要望しておきたい。さきゆり団地の道路のことですね。そして堤防の水の越流、そしてパイピング現象等のことでございますが、それらをお願いしてですね、そしてこれは出てこなかった予算のことですよ。出てきたけれども残念でならない予算、これは学校を建て替えですね、紀北中学校が長校跡地に行こう。これは1つの答えとしていいんです。ただ、その答えが出てくるまでにね、議会でもう少し揉んでほしかった。

例えば、現在ある場所に建て替えるのかね、どっかに移転するのか、移転先の1つとして長島高校があがってくるのか、そして強く残念でならんのは、この地域はね材木の町なんですよ。

この海山特に多いんです。もう長島なんか製材所なんか1軒、2軒しかないのかな。海山ではまだたくさん頑張っておられますが、そういうところで行政として下の支え、下支えをしてあげてほしかったですね。地場産業の支えとしてですね、そういった審議をされたうえで、この紀北中学校、相賀小学校等々の建て替えの話が出てくるべきでなかったかなと、こう思います。

そして、最後にこの新庁舎のですね積立金、すでに庁舎予算としては、庁舎関連の基金としては5,000万円あった。それに上乗せでなぜ今なのか、これが実施設計なら分かったけれども、非常に納得できなかった。しかしなれば、委員長報告を聞かせていただきまして、各委員さんの理解はですね、当然であろう、だからこの2,000万円は長島高校跡地に庁舎を持ってくるための予算だということで腹に据えましたので、今回、賛成ということになったわけですね。出てこなかった残念であった予算と、そして納得できなかった予算が、やはりその学校の建て替えの、なぜ木造でなかったかという話と、そして新庁舎基金が2,000万円、これはなぜ今出てきたのかなという、ほかの名目が出てくるべきでなかったかこう思います。

しかしなれどね、それを委員長報告で吹っ切れました。そして嬉しい予算もあったわけですね。さきほど近澤さんが言われたようにですね、給付金がアップされた。お母さん方が喜ぶ、そしてこの地域は隣の尾鷲市に比べても大紀町に比べてもね、非常に消防の皆さんが頑張ってくれておる。そこに新しい救急車が入ると、高規格車両が入るということですね。非常に町民の皆さんにとっては嬉しい予算も多々計上されておりましたので、残念であったということ、次期町長にお願いして、なおかつ出てきたけれども残念であった。今後はこういったものの考え方で事業を予算組んでいただきたい。そして新しい予算も町民の皆さんも喜ばしい予算も多々あったので、9月の補正予算に賛成させていただきます。どうぞ候補者の皆さん頑張ってください。失礼します。ありがとうございました。

#### 川端龍雄議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

賛成討論される方はございませんか。

奥村武生君。

#### 19番 奥村武生議員

奥村でございます。今回の予算についてはですね、前者議員のごとく苦渋の選択の部分もありましたし、多くの問題も感じてはおるところではございますけれども、大筋の部分でもまた

評価すべき点があったと考えるので、その点を申し上げて、条件付きで賛成をするものであります。

苦渋の選択と申しましたのはですね、討論不足であるその紀北中学の移転の問題でございます。これは委員会でも申しましたけども、現在のところ建て替える部分と、建て替える場合と、それから移転する場合のプラスの面、マイナス面を十分これは情報開示をしてですね、そして長島区のPTA及び住民の皆さんの完全納得のもとに、これはすべきであったと思うし、これからでもまだ遅くない部分がありますので、是非やっていただきたいという条件を付けて、これは賛成をするものであります。

なお、特にその賛成についてですね、申し上げたのは、移転をすればですね、再来年の1月1日からもう新しい校舎に入れると、しかし、新しく作りかえるならば2年及び2年半のその年月を要してしまうと、この間何かがあったときについては、これは責任問題も問われかねないという部分がありますのでですね、その点が非常に私にとっては苦渋の選択になりました。多々申し上げれば、現在の国のその建築に対するその費用の少なさというのはですね、政権も変わったことであります。したがって、その現実の建てる費用と国の補助金との差額というのはですね、民主党政権に強く申し上げて、こんな馬鹿なことはしないように申し上げるつもりであります。

それから、この多々問題を感じましたのはですね、塵芥処理費の問題で、この修理のRDF等の修理の問題ではありますけれども、これについてはやっぱりもう町長以下、議員の皆さんももう少し勉強していただいて、考え直してもらわなくちゃならないという部分があるわけです。この問題は本来は言うべきことではなかったのですけれども、ダイオキシンの発生を止めるにはですね、酸素とその他の物質をですね、化学物質をぶっつければいいんですよ、これは。こういうことの研究を三重県庁も国家も何一つ研究していないんですよ。酸素とその化学物質の間関係が不適切なために、ダイオキシンを生むということがわかってないんですよ。県の環境課も全くこれはわかっておりません。

しかしながら、我が町長は県の言うことを全面的に信用するからこういうことになってしまう。これだけはちょっと、そういうことも含めて私は技術集団が必要だと言ったのは、直轄で日本を代表するそのダイオキシンを含む有機化合物の権威のもとにですね、直結して話ができるような技術者を1人現地において、当町においてですね、例えば大阪の堺市のように技術者集団を何10人も抱えておるわけですよ。突然、こう例えば0.0いくつであっても、ダイオキシンというのは突然バツと吹き上がって、とんでもないような数字が出るということも明らか

になっておるわけですよ。だからRDFというのはそれほど恐ろしいものなんですよ。その点ではこの塵芥等の対策については、もう一回、再度考えてもらわなくちゃいかんし、そして保守点検についてもですね、その技術者集団を雇えば、こんなに私は要るはずがないというふうな考えであります。

それからあとは、特に問題を感じるのはさきほど言いましたような、林道をアスファルト化するということについてはですね、その下を水が抜けた場合に、これは町の管理となった場合に大変な費用が要ると、このことについても山の管理はどうあるべきかということ、十分検討はしているかといえ、必ずしも私はしてないというふうに感じておるわけです。こういうことの問題点と改善を指摘をしまして、指摘を条件として、今回の21年度一般会計予算第2号に賛成をするものであります。

#### 川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

21番 谷節夫君。

#### 21番 谷節夫議員

平成21年度紀北町一般会計補正予算（第2号）に賛成討論をいたします。今回の予算は4億4,081万8,000円の追加を計上しております。そうした歳出の説明資料の中で、防災事業費95万円、有害鳥獣対策事業費80万円、林道治山関係事業39万3,000円、過疎化する森林整備過疎化林業再生基金事業の2,500万円、美しい森林づくり5,296万円、そして高齢林整備間伐促進事業622万2,000円、環境生態系保全活動支援事業費に20万円、津波・高潮危機管理対策緊急事業費に2,200万円、そして観光推進事業に44万1,000円、こうしたもろもろの主だった補正予算を計上しております。

それから、エコのための各学校への予算を500万円、そしてこの各公共事業の電気代を20%ぐらいに抑える最大の予算も付けております。今後の公共の施設にはこうしたエコ対策をきっちりやっていく、一番最初の補正予算だと信じております。反対論者のいろいろなご意見もありましたが、私たち任期を設けて4年間の議員生活の中で、あと1年残っております。何とかこの残る1年間で庁舎の移転問題、あるいは紀北中学の移転問題、また東小学校、あるいは紀北町にまたがる学校の耐震も、この1年間で私は議員として発言をきっちりしていきたいと思っております。どうか議員の皆様、この予算をきっちり通して、次期の行政に尽力を尽くしたいと思っております。よろしく賛成をお願いいたします。討論を終わります。

#### 川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第6 議案第43号 平成21年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第7

川端龍雄議長

次に、日程第7 議案第44号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第7 議案第44号 平成21年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第8

川端龍雄議長

次に、日程第8 議案第45号 平成21年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第8 議案第45号 平成21年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。



---

## 日程第 9

川端龍雄議長

次に日程第 9 議案第46号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第 9 議案第46号 平成21年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

---

## 日程第10

川端龍雄議長

次に、日程第10 請願第1号 「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第10 請願第1号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

---

## 日程第11

川端龍雄議長

次に、日程第11 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第11 請願第2号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**川端龍雄議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

---

## 日程第12

**川端龍雄議長**

次に、日程第12 請願第3号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

請願第3号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書の賛成討論を行います。

義務教育は無償と言われながら、親の負担は大きく、生活保護に比べ、ささやかですが、大

切な子どもと、その親のセーフティーネットとして就学援助制度があります。私も紀北町の就学援助制度の充実を求めて6月議会で一般質問をして改善を求めてきました。今、暮らしが大変になっているときに、この制度の拡充こそ必要なのに、国は準要保護分について国庫負担分を切り捨てております。一刻も早く元に戻すべきです。

また、小さなことではありますが、生活保護を受けていればメガネの購入費は保護費として支給されますが、就学援助費でメガネを対象にしている自治体はごく一部です。国の基準にメガネが対象になれば、黒板の字が見えないとか、度の変化に合わせてメガネをつくり変えている家庭の助けになります。また家庭の経済的な理由で中途退学や進学を断念する子どもが増えています。奨学資金の拡充も子どもの貧困の克服には最も必要な施策です。世界の流れは貸与ではなく給付です。私たち日本共産党も長年給付制奨学資金の創設、高校授業料無償化、大学学費軽減など、公約に掲げて戦ってきました。先の総選挙では、今度、与党になった民主党もマニフェストに掲げ、昨日の報道では来春には公立の高校の授業料の無料化も実現味を帯びております。すべての子どもが、経済的な理由で学ぶことを断念することがない社会の実現のためにもこの請願に賛成いたします。私の討論を終わります。

川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第12 請願第3号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

## 日程第13

川端龍雄議長

次に、日程第13 発議第5号 紀北町議会議員定数条例を議題といたします。

まず、提案者から提案の趣旨説明を求めます。

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

それでは、議長のお許しを得て提案説明をさせていただきます。

発議第5号

平成21年9月18日

紀北議会議長 川 端 龍 雄 様

提出者 紀北町議会議員 平 野 隆 久

賛成者 同 上 松 永 征 也

賛成者 同 上 東 篤 布

### 紀北町議会議員定数条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

有効署名者742名の者から紀北町議会議員の定数を定める条例の制定の請求（平成18年9月19日提出）があったことも踏まえ、減員することにより職能的な議員による少数精鋭化、専門化が期待でき、議会内における議論の充実化と合意形成のスピード化が期待できること。また、全町的な観点に立っての議会活動が期待され、減員しても何ら議会活動に支障をきたさないなどのことから、議会の活性化を図ることを目的として、議員定数を見直し、条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

紀北町議会議員定数条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、紀北町議会議員の定数は、18人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

以上であります。よろしくご審議お願いいたします。

川端龍雄議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第13 発議第5号 紀北町議会議員定数条例について原案に賛成の方、挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり、可決とすることに決定しました。

---

川端龍雄議長

以上で、本日の日程はすべて終了しましたが、請願が採択されましたことにより、意見書案の提出がありますので、ここで暫時休憩いたします。

この場で少しお待ちください。

(午後 2時 39分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 41分)

---

川端龍雄議長

さきほど請願が採択されたことにより、意見書案3件と、新たに発議案が提出されました。発議案については、議員の派遣についてであります。

この4件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案など4件については日程に追加し、別紙、追加日程のとおり議題とすることに決定します。

お諮りします。

意見書案3件については、提案者より趣旨説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにいたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認め、そのように取り扱いをすることに決定します。

---

追加日程第1～追加日程第3

川端龍雄議長

それでは、意見書案3件について、提案者から一括して提案の趣旨説明を求めます。

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

それでは、議長のお許しを得て意見書案第2号、第3号、第4号について、提案説明をさせていただきます。

意見書案第2号

平成21年9月18日

紀北町議会議長 川 端 龍 雄 様

提案者 紀北町議会議員 平 野 隆 久

賛成者 同 上 平 野 倅 規

賛成者 同 上 松 永 征 也

「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書（案）

趣 旨

義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画を策定し、国が定める学級編制の標準を引き下げ、「30人学級」を実現し、教育予算を増額すること。

理 由

少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちが落ち着いて学校生活を送ることができる」「子どもたちが、さまざまな活動に意欲的にとりくんでいる」「一人ひとりにきめ細かな指導ができる」といった保護者・教職員からの声が多くあります。

2006年に成立した行政改革推進法では、「自然減を上回る教職員の純減」「子どもの数の減少を反映した削減」とされており、また、日本の公財政教育支出の対GDP比は、データが存在するOECD（28カ国）のなかで最低レベルのままの3.4%となっています。2008年に閣議決定された教育振興基本計画にも、具体的な財政的保障や数値目標が盛りこまれず、教職員定数の改善や教育予算の増額は引きつづき厳しい状況にあります。



近年、連れ去り事件や通り魔事件など、学校や通学途中で子どもたちが被害者となるさまざまな事件が発生しています。また、学校の耐震化がすすめられているものの、自治体間格差が生じており、各自治体においては小中学校・幼稚園等の耐震補強対策を早急にはかることが必要です。「学校保健安全法」が2009年4月1日から施行されていますが、自治体間格差も問題となっているなか、条件整備や人的配置についての具体的な財政上の措置等、不十分な点があります。新たな立法措置を視野に入れつつ、学校の安全最低基準等、基本的な措置が明記された具体的施策が必要です。

山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にした教育をすすめるためには、学級編制基準の引き下げや教育条件整備のための教育予算の増額が必要です。国は、30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画を早急に策定し、実施することが重要です。

上記の通り、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成21年9月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 川 端 龍 雄

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 様

文部科学大臣 川端 達夫 様

続きまして、

意見書案第3号

平成21年9月18日

紀北町議会議員 川 端 龍 雄 様

提案者 紀北町議会議員 平 野 隆 久

賛成者 同 上 平 野 倅 規

賛成者 同 上 松 永 征 也

「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める意見書（案）

趣 旨

義務教育無償の原則にのっとり、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるためもうけら

れた義務教育費国庫負担制度を存続し、国庫負担率を2分の1へ復元されたい。

#### 理 由

1. 義務教育諸学校教職員の給与費3分の1を国庫負担する義務教育費国庫負担制度が廃止され、一般財源化されると、都道府県の財政力の差によって、義務教育の水準維持・向上に支障が生じる。
2. 地方分権の名のもとに、財政緊縮と効率を優先する考え方は、地方に多大の負担を求める結果となり、教育の機会均等、教育行政の責務の精神や同制度の基本理念の否定につながりかねない。
3. 今後、負担率が削減されたり、制度が廃止されたりした場合、市町村費のいっそうの負担加重につながる。

上記の通り、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成21年9月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 川 端 龍 雄

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 様

財 務 大 臣 藤井 裕久 様

#### 意見書案第4号

平成21年9月18日

紀北町議会議長 川 端 龍 雄 様

提案者 紀北町議会議員 平 野 隆 久

賛成者 同 上 平 野 倅 規

賛成者 同 上 松 永 征 也

「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書（案）

#### 趣 旨

家庭の経済的な理由により、子どもたちの進路などに影響がでることのないよう、保護者負担の軽減と就学・修学に関わる制度を拡充すること。

#### 理 由

年収 200万円以下の労働者は 1,000万人を超え、生活保護基準以下で暮らすワーキングプ

アが増加するなど格差の拡大が進行するなか、経済や雇用情勢の急激な悪化も重なり、子どもたちのくらしや学びにも大きな影響を与えています。また、長引く不況のなかで、家庭の経済的な理由により、中途退学を余儀なくされたり、進学を断念する子どもが増えています。保護者の収入の格差が教育格差につながると指摘されていますが、日本の教育機関に対する私費負担は31.4%と、韓国、アメリカに次いで3番目に高い結果となっています。特に、教育支出に占める家計負担の割合も22.0%と大きく、韓国に次いで2番目の水準です。

長引く不況や急激な雇用・経済情勢の悪化のなか、義務教育段階では、就学援助の受給者が増えています。自治体がおこなう就学援助制度は、国による補助金廃止や地方財政の悪化などの影響により、全国的には対象となるための所得要件の引き上げや、援助金額の引き下げなどが進行しています。また、奨学金制度や授業料減免制度を活用して学ぶ高校生が増えています。給付制奨学金が整備されている諸外国に比べ、日本では多くが貸与制であり、厳しい雇用情勢のなか返済の見通しを持たず、進学そのものを断念する子どももいます。家庭の所得の違いによって、子どもたちの学力や進路などに影響がでることのないよう就学・修学保障制度のいっそうの充実が重要となっています。また、すべての子どもたちに学びの機会を保障するためには、後期中等教育の無償化や給付による奨学金制度を含め、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度のさらなる拡充にむけ検討をすすめていく必要があります。

上記の通り、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成21年9月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 川端 龍 雄

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 様

文部科学大臣 川端 達夫 様

以上であります。

**川端龍雄議長**

以上で提案の趣旨説明を終わります。

これより各議案の審議に入ります。

---

追加日程第1 意見書案2号 「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

川端龍雄議長

次に、追加日程第2 意見書案3号 「義務教育費国庫負担制度の存続と負担率2分の1への復元」を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

川端龍雄議長

追加日程第3 意見書案4号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第4

川端龍雄議長

次に、追加日程第4 発議第6号 議員の派遣についてを議題といたします。

本案は、地方自治法第100条第13項の規定によるものであります。議会は、議案の審査、または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとされており、また、会議規則においては、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定するとされております。

議員派遣の範囲は、一般的に考えられるものとして「地方行政又は議会の制度運営等に関する他の地方公共団体等に関する調査のため」という項目が上げられています。つまり、先進地などの議員研修視察が該当するということでもあります。

これまでは、会議規則第121条のただし書きにより、緊急を要する場合は、議長において取り扱いをしておりましたが、公務上の旅行、つまり、出張に関して、議会活動の透明性を確保する意味からも、本会議において議決を得ることが適切であると判断するものであります。

なお、派遣された議員は、その結果を議長並びに議会に報告する必要がある、また、議会もその内容等について、住民に対して詳細に報告することとなります。

以上のことから、別紙、議案を提出するものであり、その内容については、議会事務局長に朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

発議第 6 号

議員の派遣について

上記の議案を提出する。

平成21年 9 月18日

紀北町議会議長 川 端 龍 雄

提案理由

本町における行政課題に関し、先進的な取り組みを行っている他の地方公共団体の調査・研修を行うため、議員を派遣する必要がある。

議員の派遣について

地方自治法第 100条第13項及び紀北町議会会議規則第 121条第 1 項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

1. 目 的 当面する行政課題について、他の地方自治体の取り組みについて調査・研修する。
2. 派遣場所 長野県木曾郡南木曾町・木曾町・塩尻市奈良井  
山梨県北杜市  
岐阜県高山市・郡上市
3. 派遣期間 平成21年10月 6 日から10月 8 日まで
4. 派遣議員 22人

平成21年9 月18日

紀北町議会議長 川 端 龍 雄

以上でございます。

川端龍雄議長

以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 川端龍雄議長

以上で討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

追加日程第4 発議第6号 議員の派遣については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

なお、欠席される方については、議長において取り計らいすることといたします。

---

### 川端龍雄議長

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

これで、会議を閉じます。

定例会を閉会するにあたり、奥山町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

奥山町長。

### 奥山始郎町長

9月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月8日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議いただき、提案いたしました7議案につきまして、原案どおり可決をいただき、ありがとうございました。

さて、本定例会は、私の任期では最終の定例会となりました。振り返りますと、平成17年11月13日、町民の皆様のご支援を賜り、紀北町初代町長に就任させていただいて以来、4年間にわたり議員各位や町民の皆様のご理解とご指導を賜り、全力で町政を推進することができましたことを、まずもって心から御礼を申し上げます。

思い起こせば4年前、合併したといえども、町財政は大変厳しいものがあり、さまざまな財政指標を県下市町と比較しても最下位を争うような状況で、紀北町第1次総合計画に基づき、



町民の安全を最優先に考え、同時に行財政改革等財政の健全化に向け取り組んでまいりました。町民の皆様には合併後の新町に期待するところが大きかったと思いますが、事業の制約等にもご理解とご協力いただき、お陰を持ちまして財政数値については、県下で上位とはいかないまでも、かなり改善されてきております。

我が国の経済状況は依然として大変厳しい局面を迎えており、先般の衆議院議員選挙での政権交代により、今後、予測することが困難な状況ではありますが、紀北町があらゆる政策にも機を逸することなく、俊敏に対応できるような体制を構築していくことが重要と考えております。今後とも町民の皆様が安全で安心して暮らせる町でありますよう、祈念するところであります。

最後になりましたが、町民並びに議員の皆様のみずみずのご活躍とご健勝をお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 川端龍雄議長

以上を持ちまして、今期定例会の日程はすべて終了しました。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は9月8日開会以来、本日までの11日間にわたり、終始熱心に審議され、決算認定議案を除き、全議案の審議を終了して議決決定をみるに至りましたことは、紀北町民のため、誠に喜びにたえないところであります。

なお、決算認定案件を審議するため、決算特別委員会が設置されたわけではありますが、委員各位の今後の慎重なる審査を望むものであります。

また、11月12日の任期満了に伴い、10月25日には紀北町長選挙が行われることとなっております。立候補を予定されている方におかれましては、どうかくれぐれもご自愛、ご自重のうえ、明るく正しい選挙運動のもと、紀北町発展のため、ご努力、ご奮闘をお祈り申し上げる次第であります。

さらに、職員におかれましても、新たな首長としての4年間のスタートを迎えるにあたり、紀北町の職員としての認識を再確認していただき、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、緊張感をもって職務に携わっていただきますよう、切に望むものであります。

これから秋も深まりまして、議員各位におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、今後においても、町政の積極的な推進にご尽力を賜らんことをお願い申し上げますとともに、今期定例会中に賜りました議員、執行部並びに報道関係各位のご協力に対し、心より厚く御礼を申し上げます。閉会にあたっての挨拶といたします。どうも有り難うございました。

これもちまして、平成21年9月紀北町議会定例会を閉会いたします。  
どうも長い間、ご苦労さんでした。

(午後 3時 03分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 東 澄代

紀北町議会議員 松永征也